地価問題と北海道の税務行政組織(1)

西 野 敞 雄

目次

はじめに

第一章 札幌・函館・根室税務管理局の時代

- 一 租税徴収の制度の整備の試み
- 二 税務署の前身の時代
- 三 税務署の発足
 - (1) 日清戦争後の租税をめぐる事情
 - (2) 税務署設置構想
 - (3) 税務署の発足(以上本号)
 - (4) 明治32年・33年税制改革とその対応
 - (5) 営業税問題と税務執行上の諸施策
 - (6) 地租問題と北海道の特例
 - (7) 住民意識の高まりと税制

四 三税務管理局時代の経済と税収

第二章 税務監督局の時代

第三章 地価問題

第四章 財務局の時代

第五章 まとめ

はじめに

これまで、いくつかの機会を通じて、日本全国の税務行政と北海道との関わりの中で、北海道における税務行政および税制が変化してきたかを論じて(1) きた。本稿では、大正時代における地価問題に焦点をあてて、札幌・函館・根室の税務管理局、札幌税務監督局、札幌財務局の税務行政組織を分析しようとするものである。すなわち、北海道という特殊な地位をしめてきた地域を管轄する税務行政組織と、そこで実施された税制を研究し、税制が、また

租税行政がいかに行なわれるべきであるか,の検討を,国税局が発足するまでの期間を対象として行う。この期間は,わが国で税務署が設置され,税務機構が整備されていく期間であり,北海道における特殊性が税務機構整備の中で見出されるか,税の執行においても見出されるのか,検討していくことによって,今後の税務行政を考えるうえで,参考になるものがあると,信ずるものである。

そもそも、北海道に対する移民拓殖は、徳川幕府においても重要視されており、幕府が蝦夷地を直轄地とする理由の一つであった。明治新政府も、明治元年に、蝦夷地が北門の防衛・拓殖の要地であることを認め、箱館裁判所(まもなく箱館府と改称)が開設された。箱館戦争が平定された明治2年7月、鍋島直正を蝦夷開拓督務に任じ、開拓使を諸官省と同列にした。明治2年8月、東久世通禧が開拓使長官に任ぜられ、函館赴任後、蝦夷地を北海道と改称し11ヵ国86郡に区画し、積極的な開拓がスタートし、明治3年4月に、長官は札幌に移った。その後、黒田清隆長官の手により、最初の開拓基本計画である「開拓使十ヵ年計画」が樹立された。

黒田清隆長官の樹立した開拓使十ヵ年計画は明治15年1月で満期になったが、事業推進に必要な経費が不十分で早くから廃止意見が強かったため、次の開拓構想を具体的に考えることなく、同年2月には、開拓使庁を廃止、函館・札幌・根室に3県を設置することが公布された(函館・札幌は同年3月16日開庁、根室は4月1日開庁)が、県会は設けられなかった。翌16年、各省に分かれていた拓殖関係の事業を統一して効率的に実施すべく、炭山・鉄道・工場等も取り扱う農商務省北海道事業管理局が設置された。しかし、折から、全国的不況に見舞われて予算に恵まれず、しかも開拓政策がしっかりしていない中で、3県との調整もうまく行かず、北海道事業管理局設置の目的は、十分には達成できなかったと言われる。このため、大書記官金子堅太郎の「北海道三県巡視復命書」を概ね採用する形で、3県及び北海道事業管理局が廃止され、かわって、北海道庁が新設された。

北海道庁が新設されるまで、北海道の租税収入の大部分を占め、北海道開

拓の原資となっていたのは、北海道物産税と北海道諸産物出港税であった。そのため、産業の中心であり開拓の主要な荷い手であった漁業家は二重の負担を背負っており、そのことは開拓の障害ともなっていた。そのため、金子堅太郎の意見(「北海道三県巡視復命書」)や所得税法制定の動きが一体となり、北海道物産税が北海道水産税に改組のうえ軽減され、北海道諸産物出港税は廃止された。この改正により、松前藩以来、北海道において正租とも言うべき地位にあり、田租同様に物納で、地域により課税物件・税率を異にしていた北海道物産税が、全道統一され、しかも金納となり、北海道水産税として近代化された。北海道水産税の納税のために設置された水産物営業人組合の大半が松前藩時代の請負場所の地に置かれ、しかも北海道に設置されている若しくは設置された税務署の所在地の大半が水産物営業人組合の所在地であることは、税務行政と地域経済との関係、ひいては租税と国民経済の関係を物語るものと、言いうるのではなかろうか。

北海道物産税及び北海道水産税は、北海道における国税収入のうち最大のシェアを占めていたが、明治30年になってはじめて酒税の収入が北海道水産税の収入を上回ることとなった。この間、地租収入は毎年4万円を超えず、その比重は低かった。当時、全国では地租収入が3分の2を占め、明治29年に50%をはじめて割っていた。また、酒関係の税収入は、明治15年より20%を占めていた。全国の租税収入と対比してみると、北海道水産税(または北海道物産税)に北海道では頼る度合が強かったと言うことができる。

北海道内の地租収入の比重が低かったのは漁業以外にみるべき税源がなかった結果でもあるが、当初から地租の税率が1%と定められ、税率も内地の3分の1と低かったことが、まず、その理由の一つにあげられる。その他にも(1)移民を積極的に受け入れ開拓を奨励するため種々の特別措置が講じられ免税の地域が相当広範囲にまたがっていたこと、(2)各府県の地租改正作業に準じて地租創定作業が行われてきたものの、精度が各府県に比して必らずしも高いとは言えなかったことも、その理由に挙げることができる。

こうした状況下で、租税の公平な負担の実現を求めて、租税行政が遂行さ

れてきた。対外関係の激化と財政需要の増大から、税務行政の大転換が迫られてきた。一方、北海道でも、地租の免税期間の満了が迫ってきた。こうした状況をふまえ、北海道における税務行政組織及び税制がどう変遷したかを、以下で検討をすすめる。

註

- (1) 「北海道水産税史―北海道租税史(1)」税務大学校論叢21号(以下,「北海道水産税史」という)および,「地租創定―北海道租税行政史Ⅱ」税務大学校論叢22号(以下,「地租創定」という)。
- (2) 「北海道水産税史」62~64頁。
- (3) 「北海道水産税史」62~97頁。
- (4) 「北海道水産税史」168~174頁。

第一章 札幌・函館・根室税務管理局の時代

- 一 租税徴収の制度の整備の試み
- (1) 明治維新後、各方面にわたって、近代的な仕組みの整備が試みられたのと同様、租税徴収制度や組織についても、近代的な仕組みの整備が企てられ、試行錯誤が繰り返された。この現象は、各府県にとどまらず、北海道でもみられる。

維新の始めの頃は、府・藩・県(明治4年7月以降は府・県)が、租税は旧慣に従い、物納が中心であり金銭による納付を例外的に認める形で、徴収し、これを会計官(明治2年7月以後は大蔵省)に納入させていた。明治6年12月に地租税正條例が発布された。この後、地租改正作業が全国で進められるが、これにより、租税収入の大半を占めていた地租が金納となったので、以後の物納は減少した。地租改正作業が盛んに進められている最中の明治8年2月には、各府県の東京出張所を経由することなく、大蔵省に租税金が直接納入されることになった。さらに、明治8年6月の「租税金穀収納順序」(大蔵省乙達85号)の発布、明治9年1月の地租金の徴収期限の整備のあと、明治9年4月には米穀にかかる収支会計も廃止されたが、府県が徴収の機関であることは、かわりがなかった。

当時,明治2年間開拓使が設置され,開拓使は諸官省と同列として扱われ, 北海道に対する積極的な移民拓殖がすすめられていた。このため、開拓地収 税規則・北海道土地売貸規則・山林荒蕪地規則等が定められるなど、開拓奨 励のための施策が盛んに講じられた。明治9年末、北海道の地租が地価の百 分の一と定められるとともに、内容的には地租改正作業に準じて所有権を確 定する「地租創定」作業が進められた。しかし、各府県の場合とは異なり、 北海道内の租税収入は、北海道物産税(海産税)が大半を占め、地租(地 税)の比重は極めて低かった。また、国税としては統計上普通は計上された い北海道諸産物出港税(実質的には地方税)があり、海産税につぐ収入をあ げていた。この税も、海産税と同様に、松前藩以来の歴史をもっていた。当 時,北海道において国税の徴収には,開拓使とその系列下の郡区役所と戸長 役場があたっており、北海道諸産物出港税は海関所があたっていた。

(2) 戸籍法の実施に関連して全国的にいわゆる大区小区制という地方単位 がとられていたが、人々にはなじみがなく、地租改正や徴兵制の実施に対す る反発もあり、明治9年から10年にかけて各地で農民騒動がおき、大区小区 の責任者が攻撃されていた。そのため大久保利通は、地方単位を旧来からの 固有の慣習を尊重したものに改正すべしという上申書を提出した。この上申 書が基本的に採用され,明治11年7月,「郡區町村編制法」(太政官布告17 号)及び「府県官職制」(太政官布告32号)が定められた。この布告により、 地方制度の根幹が定まった。古来の郡がこうして復活し,大正12年に単なる 地理的名称にかわるまで、郡は、地方官庁たる郡役所をもつ行政区画であっ た(郡役所は大正15年に廃止される)。

国民の自治意識の高まりは必らずしも十分とはいえなかったが、それでも 明治23年には郡会および郡参事会が郡におかれた。大正12年には資本主義化 を背景とした都市の発展に郡が次第に飲みこまれていったのは後世の話であ るが、郡の復活に際してその萌芽が見られる。

一方、北海道において、明治2年8月に11ヵ国が置かれた際、既に86郡に 区画されており、各府県と事情を異にする。郡区町村編成法でも21ヵ所に郡 区が置かれており、「明治財政史」も、明治12年7月16日に各郡分署を改めて郡区役所と称したとしているので、既にあった分署が明治12年に郡区役所に改称され、13年の1月から7月にかけて開庁されたと考えられる。その後、前述の郡区町村編制法を含むいわゆる三新法が北海道には郡区町村編制法の一部が適用され郡区の設置が確認されたのに続き、区町村会法も北海道に適用されなかったところから、寿都、島牧、磯谷、歌棄などで郡会設置要求を招くことになった。それらは、場所が過去に置かれ、海産税が多額に納められてきた所でもある。これらの動きが、開拓使の官有物払下げ問題とからみ、大問題となり、開拓使廃止の一因となった。

郡区町村編制法を含む一連の法制整備により、国税の徴収及不納処分の事務の一切が郡区長に委任されることになったのを機として、大蔵省はその行政機能の充実を図り、租税徴収の一元化をめざして、同年12月大蔵省乙72号を以て「國税金領収順序」が発布された。この時代は、旧慣を整理しつつ新税を導入していった時代であると言うことができる。

「國税金領収順序」によれば、郡区役所により納税切符の配布を受けた戸長が納税者よりとりまとめ、税金預り人へ交付し、預りの切符が郡区長へ送られる。郡区長は、預り切符の半片を、郡区長名の納税証書に添えて、収税委員へ送付する。その領収証書をもって地方官庁へ上納され、租税決算が行われる。この税金預り人は大蔵省によって、109ヵ所の地に命じられた。

収税委員は、大蔵省租税局より各地方に派遣され、税金預り切符の受領と 徴収事務が正当に行われるよう監視し、郡区長が領収した税金を直ちに領収 した(酒造検査の立会の事務も兼ねている)。事情に応じて、収税委員は地 方長官と協議できることになっており、収税委員は地方長官より、相当程度 独立していることになる。

収税委員は明治12年1月より順次派遣され、出張所も28ヵ所に達した。増加の一方で、神奈川県下の租税領収に関し横浜収税委員出張所を短期間で廃止して東京万世橋内出張所で扱うことになった。収税委員が派遣されても事務所がなかなか設置されなかった個所もあった。たとえば、兵庫県について

(12)

は、13年4月21日付の租税局指令は大蔵省の了解を得て、大阪収税委員出張所にて取扱うとしている。兵庫県に関する事務の運営に関する12年4月21日付の伺は、地方の模様に因り可成(収税委員出張所の設置)箇所を減省し数県を合し甲の出張所にては乙県丙県の領収事務を弁理致し度き見込に有之候のところ、県令と協議相済み、出張所の箇所を減し自ら事務進捗可致儀であるとしている。事務の合理化を当初から考慮していたことが明らかである。こうした他の出張所で他県の事務を取扱った例は、埼玉・京都・滋賀でも見らけられる。

このように租税局員をして収税委員とし各地方に派遣するとともに、収税 委員出張所を置き収税の事務を取扱わせるようになったが、荒地新開、酒浩、 その他諸税監査のような事務は常に実地に就き調査を精密にして収税の状況 を把握しなければ逋脱の弊を矯正することができないとして、大蔵省は、明 治12年1月大蔵省達乙37号により、大阪、広島、熊本、名古屋、仙台の5ヵ 所に租税局出張所を設置した。ここでは当該地の収税委員出張所において従 来取扱ってきた租税金領収とともに、酒類諸印紙税その他検査立会事務を担 当した。このほか、万世橋内出張所も、明治13年7月9日から、酒税その他 諸税の検査,監査事務を担当しているので,全国の6ヵ所に於いて検査事務 が行われたことになる。これらの収税と一般諸税監査の併用実施の試みは成 果をあげ、明治14年8月12日に大蔵省は、各地の収税委員出張所の内、地勢 便宜の場所は之を併せ更に租税局出張所と相改めることを伺出た。この結 果、明治14年8月大蔵省達75号をもって、静岡、松山、長崎、新潟を含む14 カ所に租税局出張所が増設される(14年8月には計21カ所にまで及んでい る。)とともに10月1日より収税委員出張所が廃止された(明治14年大蔵省 達乙25号)。こうして、租税局による収税体制は、全国的規模で明治16年に かけて整備されるとともに、管轄変更がくりかえされた(表1)。これらの 結果.租税局出張所長は.従来の収税委員にかわり.郡区戸長を诵ずる賦課 徴収を受け国庫への収納事務に力を注げるようになった。まさに,この時期 は国が自ら収税しようと試みはじめた時期であり,当時は国政事務が限りな

く増大し財政が膨張していく過程にあったために, 郡区戸長の事務負担は相当なものとなりはじめていた時期でもあった。

この時期は、北海道においても、激動の時代を迎えた時期でもある。明治 15年1月に開拓使10ヵ年計画は満期となり、同2月には開拓使庁が廃され函 館、札幌、根室に3県を置くことが公布され(3月から4月にかけ3県が開 庁)た。3県が開庁し落ち着きはじめた明治16年2月(達11号)各府県より 遅れて函館に租税局出張所が設けられた。租税局函館出張所は、3県を管轄 した。明治14年度の租税決算によると、北海道では9割を北海道物産税で占 め、地税は3%にしかすぎなかった。9割を占める北海道物産税は、東京箱 埼町に明治15年5月に設けられた出張所(大阪、敦賀に派出所あり)が事務 を取扱っていたから、そのままでは函館出張所の地位は低かった。それでも、 税品の内地回送は廃され,函館への回送で済むようになり内地への回送に比 して弊害は少なく全道にも無形の利益を与えるようになっており,また箱埼 出張所を廃止して函館出張所に事務を1本化し全道の収税状況を監査するこ とで経費をさらに節減できると、伺は述べている。箱埼出張所の廃止は、大 蔵省達で行うべきであるとし,この伺は直ちには認められず,東京箱埼町出 張所の廃止は明治16年3月大蔵省達第1号に延ばされた。それとは別に明治 16年5月末には、青森県下が諸般の交通の便や諸税納入順序を考慮し、函館 出張所の管轄に入った(達24号)。

この時期は、府県の地租改正作業を参考にしてすすめられていた地租創定作業のピークでもあった。この作業は、郡区長とその部下職員が主になって (17) すすめていたが、収税委員も協力している。

また、北海道諸産物出港税を徴収するため、明治2年8月に海官所(3年12月に海関と改称)が設置され、8年2月には船改所となっている。ここにおいて、北海道の諸産物にして鉱属及穀類、麻、印紙、生糸、器具を除くの外各府県下に回漕するものから、出港税が徴収されている。

(3) 明治11年7月,郡区町村編成法の公布を機に,大蔵省の行政機能を充 実させることを目的として,全国に収税委員出張所と税金預り所が設置され たことは前述したところである。翌12年10月には、荒地新開、酒造その他諸税の監査等調査を精密に行うことを目ざし、租税局租税出張所が設置された。租税局出張所では、従来収税委員出張所が取り扱っていた租税金領収方収税事務も扱うようになった。14年8月には租税局出張所が増設され、同10月には収税委員出張所が廃止されるなど、大蔵省の行政機能の強化が図られた。これらの国税徴収態勢強化の試みにもかかわらず、行政需要は増加する一方で、財政の膨張を招来した。このことは、税法の整備(新税の導入と現行の租税の改正)と租税行政組織の一層の整備とを、緊急の課題とさせた。所得税もこの頃から盛んに検討され、租税行政組織についても、地方庁における事務を民生関係(一般事務)と税務関係にわけ、税務関係事務を処理するため、収税専門の官員を置こうとする構想が、関係者の間で浮上した。

明治16年10月,大蔵省は,租税・関税両局を合併して主税局を置き其の長官の地位を高め,全国の租税事務を総理せしめるとともに,租税局出張所を廃止し府県官中に収税長以下の専門の官を設け地方の租税事務に単純に従事させてその責任を尽くさせるとともに,収税の事務を挙げて地方官の負担に帰せさせようとすることを上申した。

この上申は①明治10年に租税寮が廃止されて局長は各局並みになったが,人智の進歩に従い事務が繁雑となり,措置も困難になっていることは昔日の比ではない。主務の官吏の責任が重くなっているのに地位がますます軽くなっては責任を果すにも往々不便を免れない。他の各局と区別し,租税・関税2局を合併し主税官長の地位責任を高め,事務を総括せしめるべきである。②府県の事務も逐年増加し人民との関係もすこぶる多端でその整理がもっとも慎密鄭重を要することとなったので,適当の官を置き,その責任の重いことを示すべきであり府県に収税長(奏任とする。)以下を置き,他の一般の事務と区別して其の事務にのみ従事させ責任を尽させるべきである。租税局出張所も廃止し,収税の事務を挙げて地方官の負担に帰させるべきである。③これにより,主税局も,収税上緊要の季節に吏員を派遣して実況も監査できるし,それぞれの責任の所在も明らかとなり,また,人員の感触も改まる

とともに、事務上も便益があるし国費も軽減できるとしている。この上申は、主務の官吏の責任が重くなっている現状に鑑み、中央及び府県において収税 担当者の地位責任を明確化、具体化することによって、現状の困難を打開し ようとしたものと考えられる。主税官長の位置づけを最初に持ち出している ことは当時の社会風潮からやむを得ないことかもしれない。

結局,明治16年11月末,参事院は,大蔵省の上申の件が相当であると認め, 裁可を適当として政府に回付した。参事院は,「逐年内治ノ改良及税務ノ整備スルニ従ヒ各府県収税事務ハ頗ル精緻ヲ要スルノミナラス人民ト直接ノ関係益々多端ナルヲ府県官中特ニ収税長以下ノ官ヲ設ケ其管掌ノ重要ナル所以ヲ明ニスルハ目下欠クヘカラサル要件ト云フ可シ」としている。

これを受けて、明治17年5月、太政官第47号及第48号達をもって、あらたに収税長及収税属を置き、従前租税局出張所において掌理していた事務を府県の管掌に移した。この改正により、徴税事務は、再び府県の管掌に帰することとなった。この徴税機構の改革の意義と収税官の執務心得は、「松方文書」第55冊第13号に詳しい。また、大蔵大臣は、収税長会同の席上、収税事務の運営について訓示を行うなど、大蔵省はこの改革について高い関心を示(23)

すなわち、府県官中に収税長(奏任)、収税属が置かれた。そして、収税 長は、「収税長ハ事ヲ府知事県令ニ承ケ収税ニ関スル一切ノ事務ヲ管理」し、 「収税検査ノ景況報告書及ヒ収入金員科目ヲ記載シタル計算書ヲ作り府知事 県令ノ検印ヲ受ケ之ヲ主税官長ニ報告」するのであるが、「収税事務ニ付」 いては「直ニ主税官長ノ指揮ヲ受ケ又ハ直ニ之ヲ具申スルコトアルヘシ」と された。この主税官長は、租税局・関税局にかえて設置された主税局の長で あり、「大蔵卿ノ命ヲ奉シ府県徴税費ニ関スル一切ノ事務ヲ管理」する。収 税長は、府県の職員ではあるが、大蔵省主税局長の指示を直接に受けるとい う立場に立つことになる(逆に、後世の地方事務官の場合、国家公務員では あるが、都道府県庁に勤務する)。府県には収税課が置かれた。ここに、先 に上申された専任収税官吏が初めて設置されたのである。そして収税長は、 翌18年7月,「事ヲ府知事県令ニ承ヶ租税及ヒ徴税費ニ関スル一切ノ事務ヲ調理」するとされた(39条)。収税長の事務範囲が拡大するとともに,「事務管理」から「事務ヲ調理ス」にも拡大した。徴税費は税務の興廃弛張に随伴するものが多いので統一して租税の検査徴収その他諸般の事務施設上の便宜を図ったと,「明治財政史」は説明している。そこで,18年8月大蔵省第56号達をもって租税検査員派出方準則を定めて充実させた。すなわち,租税検査区を設けた。(ここでは北海道は除外されていない)

既に、明治17年8月30日、主税官を府県に派遣して租税監査を行うことに (26) なっており、「租税監査規程」「租税監査心得書」が制定されている。地租・ 酒造税・ 替麴税、煙草税、証券印紙税、売薬印紙税、船税、車税、会社税、 牛馬売買免許税を対象として、全国を6区に区画している。この中でも、北 海道の3県と沖縄県は区外とされ、随時監査に止まっている。この規程の運用の基準を定めたものが、前述の達である。

明治18年7月太政官第38号達は、それまで収税長のもとで職務に従事して 277 きた収税属の月俸について、低位俸の範囲を拡大した。「明治大正財政史」 は、検税の事は敏活の運動を要し苟も緩慢に経過すれば忽ち逋脱脱漏の患が あるため増員が必要であるが、予算の制約は如何ともしがたい。従来、等外 准等外で雇ってきたが、その職員の責任も重い。その一方、職員で能力も熟練してきた者も多い。そこで、彼らを正式に採用して判任官の欠乏を補充す べきであるとしている。

時期を同じくして、「國税収納順序」(明治17年6月大蔵省達41号)が定められた。基本的には、「國税領収順序」と同様であるが、預り人が「国庫金取扱所(又は大蔵省為替方)」に変更されている。郡区長は直接収税長とやりとりし、収税長も直接に主税官長に報告している。また、町村戸長も収税の一機関となった。

一方,明治15年2月太政官布告第9号をもって,北海道に,函館,札幌,⁽²⁹⁾ 根室の3県を置くことが公布された(その管轄は布告第15号)。3県時代の 当初は3県の租税課が担当していたが、租税局出張所の廃止に伴ない収税事 務が各府県に属することになったのと時期を同じくして収税課と改称された。 収税課には、本州の各府県と同じく収税長及収税属が配置され、租税局出張 所が取扱っていた事務を引継ぎ、担当した。郡区長及び戸長が直接徴収する ことには変りがない。収税長は郡区長から種々の報告を徴収している。 3 県 時代の租税収入の状況については、表 4 参照。

租税局の出張所として租税局函館出張所が、明治16年2月設置されていたが、17年5月廃止されている。同出張所は、北海道3県にかかる国税の賦課を監査し、現品を大蔵省に納進する仲介を行うほか、物産税品売却事務を管理するという特別な任務をもっていた。租税局函館出張所の廃止に伴い、北海道物産税品の価格査定及び収入整理を行うため主税官吏が派遣されたが、18年4月6日には北海道内の3県に処理が委任された。

なお、北海道でも、「租税監査規程」が各県で、15年頃より制定がすすめ 「32) られており、22年道庁訓令乙54号達となり、統一されている。

(4) 明治19年7月勅令第54号をもって,はじめて「地方官官制」が制定された。「地方官官制」は、地方官僚の構成や権限・分掌を定めた基本法令(現代の地方行政組織法に相当)であるが、北海道庁は、当時包含されていない。基本的に府県知事は内務大臣の指揮に属するが、各省の主務については各省大臣の指揮監督をうけ、法律命令を執行し部内の行政及警察の事務を総理するものとされている。

「地方官官制」第25条で、府県庁に収税部が置かれ、租税の賦課徴収及徴収費に関する一切の事務を分掌した。とはいえ、直接の収税の事務は、各郡区町村戸長をして当らしめていたことにかわりはない。

この地方官制の時代,収税長は奏任4等以下で,知事の命をうけ租税の賦課徴収及徴収費に関する事務を掌どる。収税属は収税課が改編された収税部に属し,収税長の指揮を受け,その主務に従事していた(判任1等ないし10等)。

なお、租税検査の派出所は、旅店の一部が使用されたようで、事務取扱上 も極めて不都合であったことは想像に固くない。このため、19年1月に派出 所設置標準が定めらた。これにより府県知事(北海道庁長官にも別途指示されている。)に所費を支出させる等,派出所の充実がはかられ,官衙の体裁をなすに到ったという。「明治財政史」がこのように記載するほど,当時の施設がみすぼらしかったに違いない。

明治19年1月26日,北海道庁の設置に伴い、内閣達第6号をもって、「北海道廰官制」が定められた。これにより、長官は勅任とされ、北海道拓地殖民に関する一切の事務を総判し(7条)、各省主任の事務については、各省大臣の指揮を受けるべしとされた。一般の法律命令が北海道に施行し難きものありと思量するときは、その意見を内閣に上申することが認められ、また、北海道に須要なりと認むる所の法律命令の案を備え内閣に上申することも認められた(8条)。他の府県知事にないことであり、北海道水産税の創設に際し意義のあった条文となったことであろう。しかし、最初の「北海道庁官制」には、税務機構は何ら言及されていないが、税務機構の必要性が認識されていないのか、それとも、北海道物産税の北海道水産税への改革を含む一連の改革の行方を見守るためなのか、つまびらかではない。北海道物産税(水産税)が各府県の地租と同様の位置にある以上、北海道物産税の改革の行方を見守る必要があったことはたしかである。なお、北海道庁官制では、郡区長は事を長官又は支庁長に受け、郡内の事務を掌り並せて町村戸長を監督するものとされている。

明治19年の「地方官官制」の制定に対応して、明治19年12月勅令第83号により「北海道廰官制」が改正された。この改正では、当初の5課制を改め4部制を採用した。しかし、部の所掌事務は勅令には規定されず、次順位のレベルの規定に委ねられている。それによれば、第4部が会計を担当して独立し、その1課として租税課があり、租税課が租税事務を担当している。北海道においては、各府県と異なり、分課を有する「収税部」は存在しておらず、なおのこと、収税長も存在していない。租税課のウエイトが低かったというよりも、勧業、土木、警察といったウエイトが北海道庁設置の趣旨に照らし考えた結果、租税課より高く評価された結果である。政府及び3県の幹部に

とっては、北海道物産税及び北海道諸物産出港税の存廃の方が重要であり、また、3県に北海道物産税が委任され郡区長が収税していた(漁業家の協力をうけていたことは事実であろう。)し、船改所が存在していることを考えると、税務課1本にまとめた方がやりやすかったのではなかろうか。そして、北海道物産税・北海道諸産物出港税の存廃問題の行方をみて改組を考えるという選択を行ったに違いない。時期的にも、金子堅太郎の「巡視復命書」により両税の大改革が提言され論議が盛んになっている中で、北海道庁が設置されたものの両税については決着がついておらず、北海道水産税則等を含む4件の上申が道庁長官より大蔵省に提出されるのは明治20年2月で、その直前に「北海道庁官制」が改正されているからである。

北海道の税務行政組織において看過することができないのは、北海道水産税則の制定により、20年5月21日、水産物営業人組合が定められたことである(船役所及船改派出所も漸次廃止されている)。当初は50組合が定められた。この組合の所在地の約4割に、現代においても税務署が存在しており、現在の税務署の所在地の半数が水産物営業人組合の事務所の所在地である。しかも、水産物営業人組合は当時の北海道の国税の基幹である北海道水産税の納税にあたるわけで、本州各府県に先立つ税務署の先がけである。水産物営業人組合の中心をなすのが収税委員であって、各営業人の税金を徴収し、徴収した税金を国庫金出納所に納める責務を負い、滞納者が出れば郡区長に届出て強制徴収処分を発動せしめる責務を負っている。なお、この「収税委員」という名称は、本州各府県では既に廃止されているが、官吏でもなく組合を代表するものでもなかった(水産物営業人組合及収税委員については、「北海道水産税史」を参照)。

(5) 憲法制定作業がすすみ,諸法制が整備されていく過程の中では,明治19年制定の「地方官官制」も,早晚改正せざるをえなかった。すなわち,明治20年に所得税が導入されるとともに,北海道物産税が北海道水産税に改められ,北海道諸産物出港税が廃止された。一方,滞納処分関係法制の強化も検討されていた。

北海道水産税則の制定に伴ない、北海道においては水産物営業人組合が作 られることとなったが、郡区戸長という徴税機関も存在していた。北海道水 産税以外に目ぼしい税収もなく、ましてや所得税も少なかった北海道では、 2系統の徴収機関の存在は,あまり問題とならなかったが,全国的には,所 得税の徴収が問題となりはじめていた。なぜなら,所得税がうまく機能する ためには多くの要件の充足が必要であるが,当時先進国でも経験が浅く,頼 るべきものが少なかったからである。明治数年頃より所得税を研究していた が、困難な運営であったことは、想像に難くない。

明治21年4月に「市制町村制」(法律第1号)が発布され、これにより、 明治32年4月以降、いわゆる地方自治制が各地方の事情をしんしゃくしつつ 施行されることとなった。プロイセンの自治制度と明治維新後の地方行政経 験を参考にしつつ立案されたといわれており、憲法発布と国会開設に先だっ て公布された。所得税も国会開設に先立ち制定する必要があったと理解する (41) 見解もある。

これにより市町村の位置づけが明確になったことから、それまで郡区長に 依存してきた徴収事務を市町村を組み入れて構成していくか、否か、迫られ ることになった。また、過去の沿革にしたがって徴収されてきた租税ではあ ったが、順次導入整備されてきた近代法と租税徴収事務との調整が必要とな りはじめ、他の債権者との関係を明確にして滞納の増加に対応するとともに、 期満免除の規定を整備して納税者間の公平を図りつつ紛争の発生を避ける必 要が出ていたことも,事実である。これらの事情をふまえ,明治22年3月 「國税徴収法」(法律第9号)が制定された。

国税徴収法は,まず,その市町村内の地租を徴収し之を金庫に納付する義 務を市町村に負わせ、地租以外の勅令で定める国税(明治22年勅令第33号で 定められる。所得税、自家用料酒鑑札税、船税、車税等が規定されてい る。) についても徴収の義務を負わせた。ただし、勅令でも徴収義務を負わ された国税については,徴収金額の4パーセントがその市町村に交付される。 地租の徴収に手数料が支払われるには、時間を要した。

地租及勅令により市町村に於て徴収すべき国税を徴収するときは、府県知事は市に、郡長は町村に対しそれぞれ徴税令書を発し、市町村長は徴税令書を納税人に発する。市町村長は市町村収入役において受領した税金を受取り金庫に払い込むことに定められた。しかし、明治22年5月勅令第13号をもって府県収税部出張所をおき、収入官吏の職務に関する事項を初めとする多くの国税事務、すなわち課税並に収入事務を管掌せしめることとなり、同年9月法律第23号でもって、地租及勅令により市町村において徴収すべき国税を徴収するときは市町村に対し、その他の国税を徴収するときは各納税人に対し、いずれも府県知事が徴収令書を発することに改められた。これにより、徴税令書は府縣知事が発し実際の事務は出張所をして処理せしめることになり、収税部長は直接の徴税機関たる地位を離れて単に府県と町村との間に介在して徴税令書を発するにすぎないものとなった。

国税徴収法は、沖縄県及小笠原嶋伊豆七島には施行されていないが、市制町村制が施行されている地方では、市町村の為すべき職務は区長戸長によって行うこととされている。したがって、北海道は一応その適用があることになるが、内地とは事情を異にしているとして、北海道及町村制を施行せざる島嶼(小笠原島伊豆七島を除く)に対する特別法が制定された(明治23年2月法律第4号)。これにより、北海道水産税は郡区長より水産物営業人組合に、徴税令書が発せられ、水産物営業人組合は納税人より其の組合中の水産税を取りまとめ金庫に納付する(とりまとめに際しては、収税委員から改称された納税委員が、納税人に徴税伝令書が発せられている)。北海道における北海道水産税以外の国税については、郡区長より戸長に徴税令書が発せられ、戸長から納税人に徴税伝令書が発せられる。町村制を施行せざる島嶼においては島司より戸長に徴税令書が発せられ、戸長より納税人に徴税伝令書が発せられている。いずれも、手続が簡略化され、郡区長と島司の地位の存続が認められた。

- (1) 「明治財政史」第6巻85~92頁。
- (2) 「明治財政史」第6巻93~102頁。
- (3)(4) 詳しくは、「地租創定」を参照。
- (5) 詳しくは、「北海道水産税史」を参照。
- (6) 北海道内の海関所も,開拓使の管轄下にあった。「北海道水産税史」110~ 120頁。
- (7) 「國史大辭典」 4 巻, 985~996頁 (大島太郎) "郡区町村編制法"及同 6 巻 568頁 (大島三津子), "三新法"同 4 巻1037~1038頁 (大島三津子) "郡制廃止問題"の項を参照。
- (8) 「明治財政史」第1巻393頁。「国税北海道70年のあゆみ」6頁。
- (9) 「国税北海道70年のあゆみ」5~6頁及び64頁により,郡区町村編制法による 開拓使郡区編制状況と,明治13年における開拓使の本支庁郡区役所の編成状況を 対比すると,次の通りとなる。増毛に増設されているはずであるが,同5頁には 記入されていない。1年もたたずに廃止されたとは思えないので,記入もれと解 したい。

	明治3	2年郡[区町村編	制法	明治1	3年開捷			
	郡区役所所在地 (21)			本支部別郡区役所所在地 (23)					
札幌本庁	札幌 石狩 岩河	宗谷 小樽 室蘭	留萌 古平 勇払	(10)	札幌 古子小物	石狩 岩内 対 浦河 宗谷	小樽 室蘭 可 増毛	(11)	明治13年3月開庁
函館本庁	函館 茅部 江差	寿都 函館	久遠 福山	(7)	函館 森 久遠	松前 福山 寿都	亀 田 江差	(8)	明治13年 1 月 開庁
根室本庁	根室 網厚 振別			(4)	根室 厚別 網走			(4)	明治13年 7 月 開庁

〔出典:国税北海道70年のあゆみ〕

- (10) 榎本守恵「北海道の歴史」234~240頁。
- (11) 「明治財政史」 6 巻100~103頁。
- (12) 「法規分類大全」租税門。
- (13) 「法令全書」明治14年299~300頁,及び502~507頁。
- (14) 「明治財政史」 6 巻103頁。

明治14年8月25日大蔵省第7号達,同年9月27日大蔵省85号達改正,明治16年2月28日大蔵省第2号達追加,同年5月29日大蔵省24号達改正。

(15) 「国税北海道70年のあゆみ」66頁は、明治15年5月に函館出張所が設置されたとする。しかし、「明治財政史」第1巻390~392頁及「法規分類大全」によれば、15年5月に置かれたのは東京箱崎出張所であって、北海道海産税の事務を行わさせている。

明治15年5月16日付の租税局達(「法規分類大全」明治15年)によれば、東京箱崎出張所は、大阪、敦賀両派出所を管し、北海道各県海産税品を収入売却し、その代金納入に係る事務を処弁する所であるという。また、明治16年4月23日付の「租税局函館出張所規程」(「法規分類大全」明治16年)は、北海道3県に係る国税の賦課を監査し之を領収納付し及物産税品売却事務を管理する所であるとする。いずれにしても、他の出張所とはその所掌が異なっている。

- (16) 「法規分類大全」明治17年。
- (17) 詳しくは、「地租創定」参照。
- (18) 「明治財政史」第1巻388~389頁及394頁。
- (19) 池田浩太郎「わが国所得税の創設とその社会的諸条件」成城大学経済研究第6号によれば、明治初年には既に所得税が紹介されている。

明治7年には、伊藤博文の命により「収入税法律案」が、お傭い外国人ルードルフにより提出されている。これはプロイセンの所得税法を基礎とし、明治20年の所得税法に大きな影響を与えている。汐見三郎編「各国所得税制論(改定再版)」有斐閣、昭和11年24頁以下。ルードルフは、明治17年12月「財産等級税法草案」をも、伊東巳代治を通じて伊藤博文に提出している。

一方,明治17年12月,松方正義大蔵卿により,太政大臣三条実美に「所得税則」が提出されている(阿部勇「日本財政論〈租税〉」)。この法案は,イギリス所得税を基礎としている(高橋誠「初期所得税制の形成と構造」経済志林26巻1号)。このように,イギリス系とドイツ系の双方の税制の導入が,この頃には真けんに検討されていたのである。

- (20) 「法規分類大全」明治17年,なお,「松方文書」では,10月24日付になっている。
- (21)(20) に同じ。ただし、主税官長は、上申では勅任官であったが、明治16年11 月の案に対しては、3等官となすも租税寮が1等寮で勅任官になされたことにて らして不権衡でないと、同付は述べている。
- (22) 「法令全書」明治17年2-537頁。
- (23) 「松方伯財政論策集」589頁。
- (24) 「明治財政史」第1巻396~397頁。
- (25) 「法令全書」第18巻 / 2,848頁。 なお、租税検査員は、22年5月1日以降、各派出所に在勤するよう命じられている(明治22年4月大蔵省訓令28号)。
- (26) 「法規分類大全」第1編, 官職門10, 406頁~421頁。

- (27) 「明治財政史」 1 巻396頁。
- (28) 「明治財政中」6 巻103~106頁。
- (29) 「法令全書」明治15年7頁及10~11頁。
- (30) たとえば、明治17年9月函館県達丙第25号(「法規分類大全」第1編、租税門、地方税2,714頁)。また「明治18年函館県布達令全書」(2) 425~427頁。(北海道立文書館蔵) に、「函館県収税長職務條款」が収められている。また17年10月札丙83号達で札幌県でも、17年12月に根両43号達で根室県でも、それぞれ「収税長職務條款」が定められている。
- (31) 「法規分類大全」明治16年、達11号。
- (32) たとえば明治15年3月札乙第25号,17年1月根乙第3号達。いずれも,各県の布令全書及道庁布令全書による。
- (33) 「法令全書」明治19年1-284~290頁。それまで,ここまで包括的に規定した 法令はない。
- (34) 「明治財政史」第1巻397頁。
- (35) 「法令全書」明治19年2-2~5頁。
- (36) 「法令全書」明治19年1,350~355頁。なお、府県知事は勅任2等又は奏任1等であるが、北海道廰長官は勅任1等と格上とされている。これに対し、道庁租税課長は判任官(北海道廰官制31条)であるが、収税長は奏任4等以下である。(明治19年勅令514号「地方官官制」15条)。
- (37) 「国税北海道のあゆみ」69頁。
- (38) 「北海道水産税史」79~83頁。このほか、「明治財政史」 1 巻417頁も参照。
- (39) 古田精司「リーディング やさしい財政学」(中央経済社) 135~138頁など, 文献が多い。現代の後発発展途上国をみても,所得税が所得税として機能してい る国は少ないようである。
- (40) 「國史大辭典」 6 巻804頁。
- (41) たとえば、高橋誠「初期所得税の形成と構造」経済志林26巻1号。
- (42) 「明治財政中」6巻108~111頁。

なお、「納税人他ノ負擔ニ依リ身代限リノ處分ヲ受クルトキ其既ニ徴税令書ヲ 發シタルモノアルトキハ未タ其納期ニ至ラサルモ他ノ債主ニ先チ其税金ヲ徴収ス ヘシ」(第14條) の規定は、徴税上の優先権等を定めたものであるが、義務をも 定めたものとも理解することができる。

- (43) 「明治財政史」6巻111~112頁。
- (44) 「明治財政史」6巻114頁。「法令全書」明治22年のⅠ. 第138頁。
- (45) 「明治財政史」6巻114~115頁。
- (46) 「明治大正財政史」第2篇747頁。
 - この時に府県収税部出張所が取扱った事務は次の通りである。
 - 1 土地膏帳及地図ニ関スル事項
 - 1 國税ヲ課スル諸営業鑑札下付ニ関スル事項
 - 1 船車検印ニ関スル事項

- 1 諸印紙曹下ニ関スル事項
- 1 市ノ國税徴収ニ関スル事項
- 1 國税徴収法第11條第12條中収入官吏ノ職務ニ関スル事項
- (47) 「明治財政史」第6巻117~119頁。

二 税務署の前身の時代

(一) (1) 収税委員出張所や租税局出張所を設けたり、府県に収税部を設けるなど、国税収入を確保するための機構づくりについて、政府、大蔵省は試行錯誤をくりかえしてきた。その過程で、積極的に独自の租税機構を持ち、租税の公平な負担を実現しようという政府の願いは、一層強固なものとなった。そこから、独自の租税機構の検討がいくつか重ねられた。その検討の1つが松方家文書に残っている「地方間税局官制(案)」「税務管理署(第)」である。

このうち、「地方間税局官制(案)」は、「地方間税局官制」のほか、「地 方間税局及間税署事務規程」「間税局名稱位置及管轄區域」より成ってい る。これには、沖縄県及北海道が対象となっていないし、年月日も不明で ある。当時,沖縄県下には、8役所があり、その下に番所や蔵元があり、 各府県とは異なる官庁組織となっており、取り込むのに適さないと判断さ れ、琉球の伝統も強く、やむをえない措置と考えられる。一方、北海道に ついては、北海道庁の設置後、大蔵大臣の指揮を受けて道庁が国税事務の 衝に当たっていたこと、さらに北海道水産物営業人組合という準税務機構 があり調整がつかなかったので除かれたと考えられる。また、国税事務を 取扱うための組織の整備が、道庁第4部で鋭意検討されていたことも忘れ ることはできない。管轄区域の府県の記載からみると、香川県が愛媛県内 に含められていること(明治21年12月3日に第3次の香川県が設置。)、福 井県(明治14年2月7日成立), 佐賀県(明治16年5月9日独立), 奈良県 (明治21年11月4日に再発足)、富山県(明治16年5月9日設置)があるこ と、また、目次の記載とを考えあわせると、明治21年に検討作成された可 能性が強い。

この案においては、地方に間税局及其部内に間税署を置き大蔵大臣の管 轄に属せしめようとした。間税局が間税の事務を管理し、間税署が間税の 検査徴収を掌どることになっている。間税局は、東京、大阪、名古屋、長 野,仙台,青森,金沢,岡山,広島,松山,福岡,熊本,鹿児島の13ヵ所 に置くとされている(現代では、札幌国税局、沖縄国税事務所を含め12ヵ 所となっている。)。間税署は219署,間税分署は112分署,合計331ヵ所で あり、当時の租税検査派出所の数を上回る。北海道と沖縄が対象となって いないので,北海道と沖縄を加えて考えると,大正末期の税務署数(第2 次大戦前における最少の税務署数)や税務監督局の数が、地方間税局構想 と類似している。その意味でも,地方間税局構想は,もっと検討されてよ いのではないかと思われる。

松方家文書には地方間税局構想の理由書が付されていないが、当時、間 接税制が整備され、間接税関係の事務量が増大しつつあったので、郡区戸 長役場の体制の方が追いつかなかったのであるまいか。すなわち、醬油税 (明治18年5月再設),菓子税(明治18年5月新設),兌換銀行券発行税 (明治21年8月新設)などが相次いで新設された。酒造税則の改正も盛ん に行われ,明治15年12月から自家用造税免許鑑札料が徴収され始めた。同 じ明治15年12月、米商会所仲買人及株式取引所仲買人に対する課税も行わ れた。酒とならぶ間接税の代表であるたばこについても、時期とほぼ同じ くして、煙草製造人にも営業税が課されるようになった。

こうした状況に鑑み、間接税関係の体制整備が必要となっていたことは 確かである。この構想が実現されなかった理由は現在のところ詳かではな いが、直税署、間税署の設置に影響を及ぼしている。また、税務署を設置 しようという構想の始めでもあるように思われる。もっとも、水産物営業 人組合も,北海道水産税に関するものに限られているが,税務署の役目 ――北海道における国税の基幹税を徴収するという役目――を荷っている のであり、水産物営業人組合の方が税務署の始めとしては、早いと考える べきである。

(2) ひきつづき,大日本帝国憲法発布の直後である明治22年4月,大蔵省は,同年5月1日から,各府県の租税検査員に対し,派出所に在勤するよう命じた伺によれば,出張の名義をもって派出所在地内外の別なく月額旅費を支給している現状に鑑み,経費多端の折柄につき爾後派出所在勤を命じ節減いたしたいと、している。

また、租税検査については、同年6月から課長が派出所出張所等の事務を併せ巡視するのが便利であるとして、課長が監督の事務を行うことにな(55)った。

いずれの大蔵省訓令も、沖縄県を除く府県に宛られており、北海道は対象となっていない。しかし明治19年6月根室支庁乙第54号はすでに諸税検査員章を定めていたが、明治22年11月北海道庁訓令49号により、あらためて諸税検査員章を定めていること。明治22年道庁訓令54号(12月13日)により税務監督規程があり、検査員があるとわかること。明治23年10月大蔵省訓令第133号が、検査員の任命は道庁長官府県知事において執行すべしとしていること、小樽派出所の伺いに対する指令を明治26年北海道庁財務部第2280号が他の郡長にも伝達していること。これら3編の訓令により、明治22年末には、北海道にも租税検査派出所が存在していたことは、確かであるが、租税検査派出所が北海道に設置された年月日は現段階では確認できない。「国税北海道70年のあゆみ」も、税務署設置前の函館、江差、札幌、小樽、根室の5カ所に租税検査派出所があったとしている。この5カ所は水産物営業人組合があった地でもある(札幌には、石狩地区に水産物営業人組合があった地でもある(札幌には、石狩地区に水産物営業人組合が置かれていた)。後述するように、所数はもう少し多いように思われる。

この時期の北海道は、税制上も節目を迎えていた。明治22年6月、1869年以後有租地となった田畑及郡村宅地に同年より十ヵ年、地租・地方税を免除するため、法律第18号が制定され、地租免除の理由が以後増加する契機となった。また、明治22年9月には、酒造税則が全道に施行され(法律第24号)、酒税が以後急増する。この段階では、全国では酒税はそれほど

- の増加を示していない。もっとも, 北海道の酒税といっても, 清酒の比重 は低い時代である。
- (3) 明治22年5月,7月1日以降各郡市役所所在地に府県収税部出張所を設置し、収税属をして所要の国税事務を取扱わせることとなった(勅令63 (59) 号)。この通達は北海道を除いていないが、北海道庁には収税部が置かれず、第4部または財務部(明治24年8月以降)が租税を担当し直接適用がないので、除外の旨を記載していないと考えられる。この府県収税部出張所では、土地台帳及び地図に関する事項をはじめ、市の国税徴収に関する事項、国税徴収法第11~12条に定める収入官吏の職務に関する事項など、現在税務署が荷うような職務を、担当している。
- (二) 明治22年4月より市制町村制が地方の情況により順次施行(北海道は除く)されるのにともない、国税徴収上、市町村をどのように位置づけるか決定する必要が当然生じた。また民法財産編や商法の公布に向けて編さん作業が鋭意進められ、地券も22年より失効し、地租が土地台帳に登録した地価により徴収されることになるとともに、金融関係の法制が整備されるようになってくると、国税徴収税上において他の債権者との関係を如何に定めるかが重要となってきた。この頃は、北海道開墾地に対して明治2年以後、有租地となった田畑や郡村宅地は、本年より10ヵ年間地租、地方税を免除することが検討される(明治22年6月29日公布)など、多くの免除規定があり、それらの規定を整備する必要があった。ここから、明治22年3月法律第9号として「國税徴収法」が制定された。

これにより、各市町村に地租徴収の義務を負わせ、勅令により定められた国税(所得税、自家用料酒鑑札料、船税、車税、牛馬売買免許税、銃猟免許税など。)についても各市町村に徴収義務を負わせた。後者の国税については徴収金の4パーセントを交付金として市町村に交付されたが、地租については手数料が認められなかった。他方、国税の優先権は広く認められた。地租及市町村が徴収義務を負う国税は府県知事は市に、郡長は町村に、それぞれ徴税令書を発し、市町村長は徴税伝令書を納税人に発し、

その他の国税は、市に於ては府県知事が、町村においては郡長が、それぞれ納税人に徴税令書を発することとなった。ただし、22年5月に収税部出張所が設置されたのに伴ない、明治22年9月法律第23号により國税徴収法が改正され、徴税令書は、ことごとく、府県知事が発し実際の事務は収税部出張所が処理することになった。すなわち、地租及市町村において徴収すべき国税は市町村に対し府県知事が徴税令書を発し、その他の国税は各納税人に対し府県知事が徴税令書を発することになった。

國税徴収法は、市制町村制の施行に至らない地方においては、市町村のなすべき職務は区戸長が執行し(当然、北海道はこれに該当する)、また、沖縄県、小笠原島、伊豆七島には施行されない。しかし、北海道には北海道水産税という特別な租税があるとともに、開拓地が多く戸長役場があっても市町村となりうる実体には乏しい地域が多かった(北海道に区制が実施されるのは明治32年10月、北海道1級町村制が施行されるのは明治33年7月、北海道2級町村制が施行されるのは明治35年4月と、各府県に比して北海道における地方団体としての成育度は、低かったのである。)。北海道以外に町村制が施行されない島嶼にあっても、地方団体としての成育度が低かったことは、想像するに難くない。こうした状況下では、北海道及町村制を施行せざる島嶼(小笠原島及伊豆七島を除く。)に対する国税徴収の特別規定が必要となるのは当然の理であって、明治23年4月法律第4号として実現される(同年法律により、北海道水産税則が改正された)。

明治23年法律第4号及び8号において(イ)北海道水産税については,郡区長より水産物営業人組合に徴税令書が発せられ,水産物営業人組合の納税委員が徴税伝令書を調製して納税人に発する。各納税人は,納税委員に払込み,納税委員は取まとめ金庫に納付し,その別符附領収証を収入官吏に差出す。(ロ)北海道水産税以外の北海道の国税については,郡区長より戸長に徴税令書が発せられ,戸長が徴税伝令書を調製して納税人に発する。納税人が戸長に払込み,戸長は取りまとめて金庫に納付し,その別符附領収証を収入官吏に差出す。(ハ)町村制を施行せざる島嶼(たとえ

ば、対馬、奄美大島など。)では、島司から戸長に徴税令書が発せられる。 その後は、北海道水産税以外の北海道の場合と同様の手続となる。(ニ) これらの手続では水産物営業人組合が北海道水産税に関する限り、戸長と 同じ立場に立つことが、認められている。また、北海道及市制町村制が施 行されない島嶼では、収税部出張所(北海道には存在していない)設置後 も、郡区長、戸長、島司が徴税令書を発することが、特色となっている。

これらの手続にあたる「国税ノ徴収ヲ取扱フベキ収入官吏」は、一般府県の場合、府県収税部出張所及島庁に各1名ないし2名(収税属)、沖縄県の場合、蔵所船役所もしくは税品公売の地に各1名ないし2名置かれる。北海道の場合、郡区役所に各1名もしくは2名置き郡区の書記をもって充てることとされている。これらの収入官吏は、北海道庁長官・府県知事に(64)。(64)。

この時期は、これらのほかにも租税の賦課徴収制度の改革が多数なされた時期でもある。明治22年12月には國税滞納處分法が制定され(法律第32号)、滞納處分方法が完備された。この法律は、北海道にも適用されたが、沖縄県、小笠原、伊豆七島には適用されなかった。

また、明治23年9月には、それまで個々の税法にまかせられていた間接税関係の違反に対する制裁が取まとめられ、間接國税犯則者處分法として制定された(法律第86号)。これにより間接国税の犯則に対する取締りの制度が整備されたが、間接国税に内する犯則処分は行政官庁の審理に委ねられることになった。当初、この法律は、北海道・沖縄・小笠原には施行されず、明治31年12月法律第30号を待つしかなかった。

さらに、明治23年10月法律第105号及第106号をもって、訴願法ならびに 行政官庁の違法処分に関する行政裁判の件が制定された。これにより、租 税の賦課及滯納処分に関する事件について、上級官庁に訴願を行うことが できるようになり、さらに、行政官庁の違法処分により権利を毀損せられ たとする者は行政裁判所に出訴できるようになった。現代に比し十分とは 言い得ないとしても、当時としては評価しうる制度であった。両法とも、 全国に適用されているので、北海道でも活用され、当時の地方新聞紙でも、 報道されているように国民の関心も高かった。後年、北海道において地価 修正が大問題となったとき、多くの訴願が提出された。

回 「國税徴収法」や北海道及び市制町村制が施行されない島嶼に対する徴収に関する特別措置法が制定されて間もない明治23年10月,勅令第225号により「地方官官制」が改正された。大日本帝国憲法施行の直前で,地方の行政組織の整備の一環が行なわれ,警察署・直税署・間税署・監獄署が置かれることになった。

まず、警察分署が警察署に改まり、警部長・警部が設けられる一方、知事は部内の「行政事務ヲ總理ス」(第9条)とされるに留まった。19年の官制では、「部内ノ行政及警察ノ事務ヲ總理ス」(第2条)となっていたのであり、それだけ警察事務の中央集権化が進んでいる(もっとも、警察部の分課は知事が定め主務大臣に報告すべきものとされている)。属・警部・監獄・書記の府県毎の定員は内務大臣が定め、その各官の定員は府県知事が定めても内務大臣の認可が必要であり、警部の各県の定員を府県知事が自由に定めることはできない。東京府の警察及監獄に関する事項は、さらに別途、警視庁官制に依ることとされている。

税務に関しても、収税部が廃止され、かわりに、府県内に直税署と間税署が置かれ (21条)、各府県を通した収税属の定員が5609人 (7条)と定められた。収税属の定員は属警部監獄書記看守長とは別個に定められ、しかも毎府県の収税属の定員は大蔵大臣のみが定め、府県内須要の地に配置される直税分署、間税分署の配置及管轄区域も大蔵大臣が定められるなど、税務が行政事務の一部として府県知事の所掌にあるとしても相当程度、独立した扱いがなされている。

直税署は直税の賦課租税の徴収及徴税費に関する事務を掌り、間税署は 間税の賦課及間税犯則者処分に関する事務を掌る(25条)。収税長が直税 署長及間税署長となり(22条)、直税署間税署の事務の分課は知事が定め、 主務大臣に報告すべしとされた(29条)。府県内の須要の地に直税分署及 間税分署が置かれるが、その配置及管轄区域は官制上大蔵大臣の定むべきが当然であるとして、大蔵大臣が定めることとされた(38条)。直税分署長及間税分署長には収税属が充てられた。具体的には、明治23年11月大蔵省令第29号をもって、府県直税分署、間税分署の位置及管轄区域が定められた。北海道及沖縄県は除かれており、計479ヵ所となっている。明治29年「税務管理局官制」が発布されたとき、北海道沖縄県を含め520ヵ所に税務署が配置されたのと比較すると、9割強が税務署とかわっており、税務署の原型と考えられる。松方家文書中の「地方間税局官制」案(前述)と比較すると、間税署及び間税分署の合計の3~4割増の直税分署・間税分署となっている地域が多い(表1)。そして、税務署として現在まで存続しているケースも多い。

北海道・沖縄には,直税署・間税署は勿論,直税分署・間税分署も設置されなかった。明治23年7月勅令第119号「北海道廰官制」は,北海道庁長官を内閣総理大臣の指揮監督から他の府県知事と同じく内務大臣の指揮監督下に変更されるともに,各省の主務に就いては各省大臣の指揮監督を受け法律命令を執行することになり,北海道の拓地殖民ならびに部内の行政及警察に関する一切の事務を統一するものとなった。北海道の拓地殖民に関する事務を除き,他の府県知事と同様のものとなった。道庁に設けられた3部のうち第3部が国税の賦課徴収に関する事項を分掌した。この時期において,郡長は長官の命を承け法律命令を部内に執行し部内の行政事務を掌理するものとされている。

明治24年4月17日,北海道庁令第15号が発せられ、各地便宜の地に地理課派出所・租税課派出所が置かれることになり、6月1日に開庁した。ただし「明治財政史」には該当する記述がない。租税課派出所は、国税検査に関する事と民有各種の土地検査の事を扱うこととされ、24年6月開庁した。札幌・小樽・岩内・檜山・函館・室蘭・浦河・釧路・根室・増毛の十カ所に派出所がおかれた。このほか、千島のうち四郡については、当分の間、郡長に分任されたが、租税検査は戸長をして為さしむることができ

鉛数署等の数及が局等韓の変遷(1)

老	₹ 1	祝物	8署等の数	及び局管型	目の変遷(1)		
道	府	県		税局官治21年頃		租税局租税 検査派出所	府県 原 税 税 治 2 3 動 令 2 9 号	府県収税部 収税署 明治26勅令 164号
			管轄局	間税署	間税分署		令29号	164号
北	梅	道		対	象	外	_	_
東		京	東京	4	_	4	10	13
埼		玉	"	4	4	8	9	9
千		葉	"	6	4	10	10	10
群		馬	"	6	1	7	11	11
茭		城	"	6	2	8	14	14
栃	-	木	"	3	4 3	7	8 12	8 9
神小	奈	川		33	18	6 50	74	74
击		計製	長 野	4	10	4	8	8
長		野		6	4	10	15	15
新		潟	"	7	3	9	17	17
第			_	17	7	23	40	40
静		計画	名古屋	6	6	8	13	13
愛		知	"	6	2	8	18	18
三		重	"	7	1	8	15	15
岐		阜	"	5	3 12	5	14	14
岩石		計	金 沢	24	12	29	60 8	60
福		井	32 //	6	1	6	8	8
富		ய்	"	4	i	4	4	4
小		計		14	6	16	20	20
天		阪	大 坂	5	1	5	11	11
奈和		良	"	3	1	3	4	4
型	歌	Щ	"	3	3	4	7	7
京		都	"	4	3	5	11	11
滋		賀庫	"	5 7	1 4	6 10	9	9 19
兵小		計		27	13	33	61	61
査		城	仙 台	5	1	5	11	11
岩岩		手	" "	6	3	7	9	9
山山		形	"	6	2 3	7	11	11
福		島	"	6	3	6	17	17
小		<u></u>		23	9	25	48	48
青		森	青森	4	3 2	6 7	8 9	8 9
秋		出計		6 10	5	13	17	17
岡		<u>а</u> ц	岡 山	5	4	8	16	16
鳥		取	" " " " " " " " " " " " " " " " " " "	3	2	4	6	6
小		計	_	8	6	12	22	22
広		島	広 島	5	1	6	12	12
발		H	"	5	2	5	11	11
島小		根計	<u>"</u>	14	3 6	7	11	11
香		計	松山	(2		18	34 6	34
徳		島	14 /	4	2 2	7	8	8
高		知	"	4	1	7	7	7
愛		媛	"	6	6	12	10	10
<u>小</u>		計		14	9	26	31	31
長		崎恕	福岡	5	2	7 4	8	8
佐福		賀岡	"	3 5	1 4	8	8 17	8 17
小		計		13	7	19	33	33
熊		本	熊本	6	4	8	8	8
大		分	"	5	3	5	12	12
鹿	児	島	鹿児島	6	4	5	11	11
宮山		崎	"	5	2 13	5	8	8
一		組		対 22	l 13	23	39	39
峇		計		219	111	288	479	479
\vdash		11.1				200	T 3	1 113

備 考 ②直税分署までの神奈川には、三多摩の分を含む。 ③()内の数は、愛媛県の数の内書きである。地方間税局官制案の頃

明治29年 勅令57号	税務管理署 (案)			Æ	発力	拿理是	司 合346号	Æ	資務	左 督 尼	司 合242号
柳市57号	i .	· 梁 /		1	宇轄 原		税務署	1	管轄局	己	税務署
_	根函札		室館幌	根函札		室館幌	4 4 8	札		幌	18
13	東		東京	東		見京	13	東		京	14
9 10	Ì	"		Ì	"		9 10		11		9 10
11	1	"		ļ	"		11	宇	都	宫	11
14 8	宇	都	宮	宇	都	宮	14		"		14 8
9	東	"	京	東	"	京	9	横	″	浜	9
74 8	松		本	松		本	74 8	東		京	75 7
16	1	"		ì	"		16	長		野	16
17 41	新		潟	新		潟	17 41		"		17 40
13	名	古	屋	名	古	屋	13	横		浜	13
18		"			"		18	名	古	屋	16
15 15		"			"		15 15	1	"		15 15
61							61			· ·	59
9	金	"	沢	金	"	沢	9	金	"	沢	9
4	i	"		1	"		8		"		8
22	L.		Let	L.,		70-	26			<i>y</i> = −	26
11 6	大	"	坂	天	"	阪	11 6	大	"	阪	11 6
7		"			"		7		"		7
12 9	京	"	都	京	"	都	12 9	京	"	都	12 9
23	大		坂	大		阪	24	神		戸	24
<u>68</u>	仙		台	仙		台	69 11	仙		台	69 10
9	1121	"	-	,,,,,	"	-	9		"		9
11 17	郡	"	Ш	郡	"	Ш	11 17	秋仙		田台	11 17
48_	_			Į.			48	l			47
8	青秋		森田	青秋		森田	8 9	秋	"	H	8 8
17	121	_	111	127	_	111	17				16
16	広		島	[出]	_	荊	16	神		戸	15
6 22	松	_	ìΙ.	松	_	江	6 22	松	_	ìĽ	6 21
12	広		島	広		島	12	広		島	12
11 11	松	"	江.	松	"	江	11 11	松	"	ìΙ	11 11
34_				}			34	ł	_		34
6 8	丸	"	亀	丸	"	亀	6 8	丸	"	亀	5 8
7		"			"		7		"		7 9
10		"		松		山	10		"		9 29
31 8	長		崎	長		崎	31 8	長		崎	8
8	'	"	•		"	•	8		"	_	8
17 33	熊	_	本	熊	_	本	18 34	熊	_	本	18 34
11	熊		本	熊		本	11	熊		本	11
12 11	鹿	<i>"</i>	島	鹿	児	島	12 11	鹿	児	島	12 11
8	ル	11	err)	I IE	//	æ	8	JHE.	//	an)	8
42				#17	_=	100	42	HAG	- 見	白.	42
	<u> </u>			那		靭	5 520	鹿	<u> 7C</u>	島	514

は,香川県は,愛媛県に含まれていた。

ten

さらに、7月には、租税ほか歳入については、一般の直税分署取扱の例に準じ金庫より派出しまたは郡区役所より派出するを便利とするものは金庫より派出するに及ばないとされている。これが、「国税北海道70年のあゆみ」のいう納税事務所と考えられる。同年9月には、岩内は廃止されて、地理課租税検査員派出所にかわるとともに、寿都・紗那・網走・鬼脇の5ヵ所に租税検査員の分遣所が設けられた。計13ヵ所であり、鬼脇を除き、いずれも後に税務署が設置されている。これらの7月から9月にかけての改正は、直税分署、間税分署から収税署への変化に対応していると考えられる。

また、派出所分遣所では森林に関する諸願・届書をも扱うが、それを駐 在所にも出すことができるとされており、その中には、税務署が置かれる ところが含まれている(滝川・余市)。

さらに、10月には多くの郡では、租税の検査は所轄郡長に分任され、土地を除く外他の諸税検査は便宜戸長をして行わせることができると改正されており、租税検査が郡長や戸長に相当に委ねられていたと、考えられる。したがって、租税課派出所が、どこまで機能したか、疑問がある。これらの場所の大半に後に税務署が置かれたことを考えると、重要な地であったことは、まちがいがない。

この時期は、明治23年法律第79号「屯田兵土地給與規則」が制定された時期でもある。給与される土地は、屯田兵服役中及その満期の年より10年間国税及地方税が免除された(従前北海道に移住した屯田兵の場合は、服役中及その満期の年より20年間国税及地方税が免除される。)。この明治23年法律第79号は、屯田兵制度が土族中心から平民中心へと変化する過程で81)あり、開拓の促進に役立ったものの、地租制度を一層複雑にした。

租税課派出所が開庁して、まもない明治24年7月、勅令第111号により、(82) 北海道庁官制の改正がなされた。前年の地方官官制の改正に準じた改正であり、これにより、各府県と同様の機構を北海道庁も備えることになった。

北海道庁長官は,内務大臣の指揮監督の指揮監督に属するのであるが,各 省の主務に就ては各省大臣の指揮監督を承けて法律命令を執行し、北海道 の拓地殖民ならびに部内の行政事務を統理するものとされている。道庁の 事務を分掌するため、内務部・警察部・財務部・監獄署が設けられ、国税 の賦課徴収は財務部において司掌する。財務長が財務部長となり、財務部 には、歳入・歳出・調度・監査の四課が設置された。徴収事務は財務部が 指導監督を行ったが、租税検査派出所・郡区長・納税事務所に訓令が発せ られ、その徴収額は郡役所を通じて北海道庁長官に報告された。これまで 前述してきたように,北海道水産税を徴収するために,水産物営業人組合 という準官庁が存在しており、最終的には郡区長を経由するとはいえ、事 実上は二系統の徴税機構が存在していることが,何よりの特色であるとい えよう。また,この北海道庁官制の改正により,行政官と警察官が分離さ れ、漸次専任の警察官が配置されることになったのであり、重大な一ポイ ントであった。

なお、明治24年1月、高津仲次郎の提案により「北海道に地方議会を設 くるの議」が自由党から衆議院に提出されるなど、北海道議会の設立を求 める動きが高まった。また、渡辺千秋長官が従来の土地処分を厳しく批判 するなど,北海道政のあり方が問題となりはじめていたことも忘れること はできない。

四 各府県に直税署・間税署を設け、府県内の須要の地に直税分署・間税分 署を置く制度は,明治26年10月,勅令第162号でもって廃止され,府県に 収税部を設置し,府県内の須要の地に収税署を設置した。収税部と収税部 出張所が復活し、そのかわりに、直税分署及間税分署が廃止されたと、解 することもできる。しかも,収税長は,収税事務について直接に主税局長 の指揮を受けるという条項が削除され、収税長は府県知事の命令だけによ って、事務が行われることになった。地方官の側からの揺り戻しであり、 指揮系統が地方側に一元化されたとも評価できる。

府県収税署の位置及管轄区域は、同年10月勅令第164号で定められたが、

直税分署・間税分署の数とかわりがないので,直税分署・間税分署を合併 し収税署と改称したと,解することができる(表1)。そして,明治26年の 地方官官制も,明治23年の地方官官制と同様,北海道・沖縄に適用はない。

直税分署・間税分署と2つの官署があり、別々に仕事を進めていたのでは、事務上も不便だったことは、想像に難くない。間税分署の方に比重が高い場合は、間税の徴収確保に効果があったかもしれないが、全地域がそうであったわけではない。多くのポストを同一人が兼務することが多かった時代に直税分署長と間税分署長を兼任した例が多かったであろうことから、制度の効果もあがらなかったに違いない。

明治26年11月大蔵省令第33号は、府県収税部に主任収入官吏1名を、各収税署に分任収入官吏を配置し、その収入報告書は主任収入官吏より直ちに本省に提出すべきこととした。「明治財政史」は、従来分署の収入官吏より収入報告書を府県知事に送り知事が集計報告書を調製せしめるに比して、手続は簡略化したとする。しかし、知事が直接集計報告書を作成するわけではないから、手続はそれほど簡略化したとは考えられない。

北海道において、財務部長が主任収入官吏であり、郡区役所の書記が分任収任官吏であり、府県の収税長と収税署長の立場に対応する扱いとなっている。さらに、同月末の大蔵省訓令第41号は、府県知事が行うべき国税徴収手続につき、北海道庁においては郡区長、町村制の施行されない島嶼では収税署長に委任することとした。北海道の郡区長は毎月の検査報告書を取りまとめ知事を経ることとし大蔵省に送付すればよいことになったわけで、府県のそれよりも大蔵省により近い関係に立つことになった。

翌明治27年6月法律第17号により、国税徴収法が改正された。非常の変災により納税不能に至ったときの徴収猶予規定が設けられるとともに、租税の優先権の規定が整備された。身代限についての優先権の規定が削除され、「他ノ負債ノ為メ強制執行ヲ受ケヌハ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキハ既ニ徴税令書ヲ發シタルモノニ限リ未タ其納期ニ至ラサルモ國税徴収ノ権利ハ總テノ債権ニ先ツ」とされた。酒類・醬油造石税の課額が定まっている

場合には、徴税令書を発しない場合も優先するとした。課額が定まっていない場合は優先しなくなった。この改正は租税の優先権の制限の始めでもある。

また、同6月法律19号をもって、北海道及び町村制を施行せざる島嶼の国税徴収手続も改正がなされた。郡区長において戸長の職務を行う地方に於ては郡区長より納税人に対し徴税令書を発し、郡区長が金庫に払込むことによって納税義務が了するケースが規定された。北海道の場合、戸長役場が十分に置かれておらず、郡区の体制も整っていないことから、新しいケースが規定されたものである。これにより、徴税手続も簡略(徴税傳令書が必要でなくなるケースが認められた。)されたわけで、実態に則したものと言えよう。このように、国税徴収法の改正と地方官官制及び北海道庁官制の改正とが連動しあいながら、北海道における国税徴収手続が整備されていったのである。

(五) 北海道庁が発足した明治19年から、税務署が発足する明治30年にかけての期間をふりかえると、どういう時代であったのだろうか。一言でいえば、新しい制度が続々と発足し新税が導入され、諸改革が全国で繰り返された時代である。

明治19年,3県が廃され北海道が設置された。北海道の設置と連動して,北海道諸産物出港税が廃止され,北海道物産税が北海道水産税に改組されたことは,前稿に述べたところである。北海道物産税の北海道水産税への改組にともなって設けられた水産物営業人組合が,この時期の基幹税の徴税機関の役目を果したことは、各府県に見られない特色である。

また、北海道にも所得税法は、施行されてはいたが、限定されていた。 すなわち、官府より受ける俸給、手当、年金及恩給に対してしか施行され なかった(所得税法第29条)。これでは、事実上、北海道内で所得税が当 時課税されたのは、北海道庁の幹部か、あるいは移住してきた元官僚しか いなかったであろう。したがって、当時は、各府県に比して所得税の比重 が、低かった(明治28年でみると、全国では2.0%であるのに、北海道で

表 2 北海道の租税収入調

明治	地税。	・地租	北海道物 北海道の		酒税	所得	
		構成比 (4.7)		構成比 (83.2)		構成比 (3.9)	
19	33,598	3.6	611,400	66.1	28,703	3.1	-
20	34,610	9.7	220, 273	61.4	36,793	10.2	2,613
21	19,776	5.1	218,775	57.3	50,312	13. 2	2,531
22	35,849	9.6	215, 101	57.4	62,540	16.7	2,719
23	25, 256	5.6	219,344	48.8	100, 292	22.3	3, 148
24	30,696	7.3	219,086	51.9	109,019	25.8	2,870
25	28,064	5.3	303,655	57.7	123,371	23. 4	2,845
26	28, 497	5.5	303,769	58.5	116, 104	22.4	2,895
27	28,664	4.9	301,924	51.5	130,850	22.3	2,871
28	29,835	5.2	301,343	52.4	137,894	24.0	2,646
29	29, 376	3.4	301,521	35.0	177,045	20.6	3, 298
30	29, 261	3.0	359, 288	37.2	386, 488	40.2	3,966
31	29,632	2.7	353,188	32.6	387,125	35.7	4,502
32	36, 954	2.2	357,610	21.3	597,325	35.6	160, 327
33	44,364	2.1	367,962	17.7	776,589	37.4	197, 109
34	46, 283	2.7			919, 379	53.4	220, 230

※ ()は、明治19年の出港税を除く。

※大蔵省編の資料及び「開拓使収支統計」を優先して使用する。

明治20年度以降の北海道地租は、「明治財政史」第5巻附録「本邦地租収納表」による。

明治15年度〜33年度の北海道物産税及び北海道水産税の計数は、「明治財政史」の第6巻773〜明治11年以降の海関税は、函館税関の収税額(雑収入を含む。)

出典:「大蔵省百年史別巻」(昭和44年)

大蔵省「明治大正昭和 国の歳入一覧」

森田右一「わが国における財政制度の近代化(その4)」関東学園大学大学院紀要第6号 「明治財政史」第5・6巻「開拓使事業報告」,「開拓使収支統計」(法規分類大全),「北海 ※「北海道水産税史」の表15に同じ。

(円, %)

税	その他	海 関 税 函館税関		出港	税	合 計 (100%)
構成比			構成比 (4.5)		構成比	(735, 166)
_	28, 240	33, 225	3.6	190, 284	20.6	925,450
0.7	27,087	37, 193	10.4	_		358, 569
0.7	58,609	32,118	8.4	_		382, 121
0.7	21,624	36,892	9.8	_		374,725
0.7	35,590	65,571	14.6	_		449, 201
0.7	32, 436	27,874	6.6	_		421,981
0.5	43, 484	24,849	4.7	_		526, 268
0.6	44,692	22,995	4.4	_		518,952
0.5	82,724	39, 158	6.7	_		586, 191
0.5	61,759	42,016	7.3	_		575, 493
0.4	307,965	41,417	4.8	_		860,622
0.4	129, 571	57,426	5.9	_		966,000
0.4	238, 056	71,499	6.6	_		1,084,002
9.5	346, 323	180,305	10.7	_		1,678,844
9.5	372,505	319,822	15.4	_		2,077,351
12.0	311,290	224, 234	13.0	_		1,721,434

774頁による。

道庁統計書」,「日本帝国統計年鑑」,「新撰北海道史」第9巻

表 3 全国の租税収入

	地税·	地 租	北海道4		酒類税・酒造税酒税 ・酒精営業税・		
	T (II)	構成比	7.11	構成比	- m	構成比	
明 治 19 (19.4~20.3)	千円 43, 282	67. 2	千円 611	1.0	千円 11,769	18.3	
20	42, 152	63.6	220	0.3	13,096	19.8	
21	34,651	53.6	219	0.4	17,091	26.4	
22	42, 161	59.2	215	0.3	16,468	23.1	
23	40,084	60.6	223	0.3	13,942	21.1	
24	37,457	58.2	219	0.3	14,719	22.8	
25	37,925	56.5	304	0.5	15,846	23.6	
26	38,809	55.4	304	0.4	16,671	23.8	
27	39, 291	55.2	302	0.4	16, 169	22.6	
28	38,693	51.8	301	0.4	17,790	23.8	
29	37,640	49.2	302	0.4	19, 486	25.5	
30	37,965	39.9	359	0.4	31,120	32.7	
31	38, 441	39.3	353	0.4	32,980	33.7	
32	48,861	38.7	358	0.3	48,927	38.8	
33	46,718	34.9	368	0.2	50, 294	37.5	
34	46,666	33.4	_		58,017	41.5	

出典:「大蔵省百年史別巻」(昭和44年)

大蔵省「明治大正昭和 国の歳入一覧」

森田右一「わが国における財政制度の近代化(その4)」関東学園大学大学院紀要第6号 「明治財政史」第5巻・第6巻

注 沖縄県酒類出港税を除く。

^{※ 「}北海道水産税史」の表16に同じ。

〔単位:千円,%〕

\neg			. 111, 702				
	所得	帮税	その他	海 関 屯税・		合 計 (100%)	備考
	千円 一	構成比 %	千円 5,741	千円 2,990	構成比 % 4.6	千円 64,393	, 北海道水産
	528	0.8	6, 153	4,136	6.2	66, 285	税則,所得
	1,067	1.6	7, 131	4,615	7.1	64,774	税法制定
	1,053	1.5	6,669	4,728	6.6	71,294	
	1,092	1.7	6,381	4,393	6.6	66, 115	
	1,111	1.7	6,377	4,540	7.0	64,423	
	1,132	1.7	6,969	4,992	7.4	67,168	
	1,239	1.8	7,857	5, 125	7.3	70,005	
	1,354	1.9	8,416	5,755	8.1	71,287	
	1,497	2.0	9,631	6,786	9.1	74,698	
	1,810	2.3	15,799	6,728	8.8	76, 388	
	2,095	2.2	21,324	8,021	8.4	94,913	
	2,351	2.4	20,645	9,023	9.2	97,629	
	4,837	3.8	18,827	16, 177	12.8	126,035	
	6,368	4.7	25, 121	17,346	12.9	133, 926	
	6,837	4.8	26, 338	13,992	10.0	139, 575	

表 4	ᅫ	海道	二県	時代	·W	表人

				函館県	札幌県	根室県	<u></u> #+
国				円	円	円	円 (うち物産税 2,480,124)
税							(うち地租 117,017)
	国		税	796, 539	1,553,071	324, 406	2,674,017
国	雑	収	入	171,798	153, 195	25,669	350,663
収		計		968, 337	1,706,267	350,075	3,024,680
入				(32.0%)	(56.4%)	(11.6%)	(100%)
地	地	方	税	136,915	71,255	12,268	220, 439
方	雑	収	入	44,114	67,772	19,631	131,519
収	出	港	税	201,373	343, 409	121,626	666, 409
入		計		382, 403	482, 437	153, 526	1,018,368
	合		計	1,350,741	2, 188, 704	503, 602	4,043,048
	- '-		āΙ	(33.4%)	(54.1%)	(12.5%)	(100%)

単位:円未満切捨

出典:「税務大学校論叢」21号 147~148頁, 170~171頁

「国税北海道70年のあゆみ」69頁 (注 物産税は、15~18年度の計)

は0.5%にすぎない。ちなみに、地租は、全国の場合51.8%、北海道は5.2%を占めている。)のは、やむを得ないというべきであろう。ちなみに、所得税法が北海道全域に施行されるのは、明治32年2月法律第17号による大改正のときを待たねばならない。

当時、北海道の租税収入中、北海道水産税が3000万円の収入を継続してあげていた。しかし、酒税等が次第に増加しており、酒税等の収入が北海道水産税収に並ぶのは時間の問題であった。酒税等の収入の伸びが、各府県より高いのは、住民の増加に伴い酒類の消費量の伸びが著しいためであろう。表2・表3・表4参照。

註

- (48) 「松方家文書」第55冊第17文書。
- (49) 「松方家文書」第55冊第21文書。
- (50) 「明治財政史」第1巻409~410頁。

- (51) 「國史大辭典」全15巻。
- (52) 「松方家文書」第55冊の目次には、明治21年とタイプ印刷されている。
- (53) 「明治大正財政史」第1巻82~83頁。
- (54) 「法規分類大全」第2編,官職門3,299頁。大蔵省訓令明治22年第28号。
- (55) 「法規分類大全」第2編、官職門3、302頁。大蔵省訓令明治22年第43号。
- (56) 「国税北海道70年のあゆみ」80頁。「明治22年北海道庁府令全書」187~189頁。
- (57) 「国税北海道70年のあゆみ」79頁。
- (58) 「法令全書」明治22年 I-108頁及137~138頁。
- (59) 「法令全書」明治22年 I-138~139頁。
- (60) 「國税徴収ニ関スル沿革調」(東京大学近代法資料センター蔵) 第241項,「明 治財政史」第 6 編108頁。
- (61) 明治22年3月勅令第33号。以後,市町村に徴収義務を負わせる国税は増加していく。
- (62) 「明治財政史」第6編114~115頁。
- (63) 「明治財政史」第6編117~119頁。同第1巻17頁。
- (64) 「法規分類大全」第2編、官職門3、306頁。大蔵省訓令第743号。
- (65) 「法令全書」明治22年1-149~156頁。
- (66) 「法令全書」明治23年 2-263~267頁。「明治大正財政史」第 7 巻1033~1048 頁。
- (67) 「明治大正財政史」第7巻1034頁。
- (68) 「明治大正財政史」第6巻8頁。「法令全書」明治23年2-315~319頁。
- (69) 「法令全書」明治23年 2-467~474頁。「法規分類大全」第 2 編, 官職門 3, 283~289頁。
- (70) 「法令全書」明治23年3-301~309頁。
- (71) 「法令全書」明治23年2-273~278頁。
- (72) 「明治財政史」第1巻、413~416頁。
- (73) 「明治24年北海道廰庁布令全書」(以下「布令全書」という。) 自 4 月至 9 月 1 頁、3 頁。「新北海道史年表」290頁。
- (74) 「布令全書」自4月至9月、57~59頁。明治24年
- (75) 「布令全書」自4月至9月、17~19頁。明治24年
- (76) 「国税北海道70年のあゆみ」79頁。
- (77) 「布令全書」自4月至9月,68~70頁。角田にも地理課駐在所がおかれた。 角田村周辺にはそれだけ、所有権の変動が盛んになっていたことが、うかがえる。
- (78) 「布令全書」自10月至12月, 5~6頁。明治24年
- (79) 「国税北海道70年のあゆみ」79頁。なお地理課の出張所は、土地及び山村に 属する事項を処理していると考えられる。
- (80) 「法令全書」明治23年2-252~253頁。
- (81) 「北海道の歴史」榎本守恵, 267~272頁。
- (82) 「明治財政史」第1巻, 412~414頁。「法令全書」明治24年1-178~183頁。

- (83) 「国税北海道70年のあゆみ」68~70頁, 79頁。
- (84) 「新北海道史年表」288~296頁。
- (85) 「法令全書」明治26年2-283~290頁。
- (86) 「法令全書」明治26年2-291~300頁。
- (87) 「明治財政史」第6編、121~122頁。
- (88) 「明治財政史」第6編, 122頁。「法令全書」明治26年3-260~261頁。12月 9日付訓令50号も参照。
- (89) 「明治財政史」第6編, 122頁~126頁。
- (90) 「明治財政史」第6編, 126~127頁。
- (91) 明治32年法の所得税法29条。このほか、沖縄県・小笠原・伊豆七島も北海道と同じ扱いを受ける。
- (92) 「明治大正財政史」第6巻982~992頁。もっとも、沖縄県・小笠原島・伊豆七島は、いまだ「当分之ヲ施行セス」とされている。

三 税務署の発足

(一) 日清戦争後の租税をめぐる事情

(1) 明治20年3月に,世界でも早い時期に所得税が制定されたものの,当時租税収入に占める割合が極めて低かった。所得税の立法者には,帝国議会の開設に向け,地租を納める地主以外の商工業者に選挙権を与える意図があったという見解もあるが,提案理由では,東アジアの状境の激化に備えることと,北海道物産税の減税をはじめとする財政状況の悪化があげられているのにすぎない。

所得税創設の主たる理由であった東アジアの状況は次第に激しくなり、ついに、明治27年(1894年)8月1日,清国に宣戦布告し、日清戦争が開始された。翌年4月17日講和条約が調印されたが、その間、日本全国を巻きこんだことは言うまでもない。明治28年3月北海道を中心に臨時第7師団が編成され、東京で待機した。同年9月には屯田兵士官が台湾征討に参加した。

一方,この時期は北海道農政が転換期を迎えていた時期でもあった。大農式経営を試みた人々も地代に依存する小作制農場に転換していた(たとえば、華族農場)。士族中心であった屯田兵も、平民出身者が増加する一方で、水稲栽培が普及した。黒田式直幡器などの新しい技術が開発され、

「坊主」とよばれる芒のない新品種が発見されたのもこの頃である。これ 以後、北海道で水稲栽培が急速に普及する。

この時代の開拓の一例として、角田村のことに言及しないわけにはいかない。仙台藩一門の角田領主石川邦光主従は、いったん室蘭郡に入って開拓に従事していた。その中の泉隣太郎らより成る真誠社のグループは、夕張郡に明治21年頃に入り、角田村(現栗山町)を開き、水稲栽培を試み、日清講和直後の明治28年7月には大規模の水田造成をめざし水利組合を創設した。この水利組合方式は土功組合として各地に普及し、開拓に大いなる功績をあげることになる。角田村には、その他にも開拓者が相次いで参入した。明治21年には山口県から農民団体が移住し、23年には農学校の農場が開かれ、25年5月には元根室県令湯地定基が農場経営を始め、26年には石橋彦三郎も農場経営を始めた。このように、角田村は、北海道開拓の檜舞台となっていたから、住民側の意識も高かった。

したがって、角田村地域の農民側も農業改良の意欲は高く、明治14年11月に創設された勧農協会が、明治26年11月に北海道農会に改称されたのち、明治27年3月には、余市と並んで角田に、その北海道農会の支会が設立される。全国に農会が設立されるのは地域により異なるが、開拓を行ないながらであることを考えると、支会の結成は決して遅くはない。以後、全国で地主達が政治的主張を盛んに行うようになるとき、角田村を中心とする北海道農会の動きが注目される。日清戦争を転機として、地主勢力が飛躍的に上層政治機構に侵入するに至った中で、北海道の地主勢力には本州の主要な地主が大地主となっており、彼らは強大な力を持つに至ったからである。

また,この時期は,北海道の拓殖を一層すすめるべく検討がすすめられ, 26年3月に東京に北海道協会が設立された時期でもある(会頭公爵近衛篤 磨,副会頭侯爵徳川篤敬)。この北海道協会も地主勢力の影響が強く,地 主会と後に同一路線を歩むことになる。当初は,道庁が考えはじめた具体 的長期計画を側面から協力しようとしていたものであったが。 こうした中で日清戦争が始まったため、財源の調達が必要となったものの、増税は行なわれなかった。第二予備金・国庫剰余金・軍事公債で軍費が賄われた結果となっている。これを掌どる臨時軍事費特別会計は29年3月末に終了し、約2400万余円の剰余金は、明治29年度一般会計に繰入れら(98)れた。

日清戦争に際しては、軍事公債は1億1900余万円(戦争前の26年度の国税収入額は、6487万円余で1.86倍)に達し償還財源の手当を考える必要が生じた。その他にも戦後経営のための巨額の財政需要が見込まれることから、28年3月大蔵大臣に就任した松方正義は直ちに財政計画をたて提出した。「明治二十八年松方大蔵大臣ノ提出セル財政意見書」がそれである(以下、「財政意見書」という。)。

「財政意見書」では、次のように主張する。日清戦争以来、巨額の軍費を要し今後も軍備の拡張に要する予算も少なくない。財政の基本方針を誤れば国家に治癒しえない禍害を与え、国勢を永く委縮させる。そこで、財政の前途に向けての計画を樹てるにあたっては、(イ)今後支出の増加を要する経費の量と額、(ロ)その財源と民力の負担の関係、(・)国費の増進に応じなければならぬ国力を発達させる方法の3点から検討すべきである。軍備の拡張は一日も緩にすることはできない。

我国の内地税の一人当負担は欧米各国より非常に軽微で、今後増加しても負担に堪えられないということはない。負担の増加とあわせ、(イ)交通運輸を開発し農商工業の隆盛を計ること、(ロ) 興業銀行農業銀行を起し資本融通を潤沢にさせること、が急務である。

将来増加しうる税目のうち、地租について、農民の負担は重く常に軽減を図っている。海関輸入税は改正条約実施後でないと行うべきでないし、森林収入・郵便電信収入・鉄道益金は増収があってもその事業に充てるべきものである。所得税は漸次増加していく性質のもので急には増加しないし、煙草税・登記料は根底からの大改正が必要である。国税の中で速かな巨額の収入増が図れるのは酒造税しかない。

地方税中, 営業税は各地の税率が不均一で経済の発達に妨害を与えてい ることから、国税に移管し税率を適度のものをして統一すれば、相当の収 入が計上されるとともに,衆議院議員選挙人被選挙人が土地所有者のみに 偏ることを防ぐことができる。収税上国税として不適当なもの(車税・船 税・菓子税・牛馬売買免許税)を廃止して地方税で相当の方法を講じると ともに、国税附加割を修正すれば余裕が生じる。したがって、29年度は酒 **造税及営業税の二者に依るべきであり,その後は葉煙草専売法を制定すべ** きである。

この結論にそって具体的な改正案が提案されている。あわせて、臨時軍 事費・清国賠償金使用・台湾関係財政の方針についても述べるとともに、 毎年の剰余金を償還にあてること(殖産的事業に充てるものは現代にいう 建設国債に相当しよう。)をも提案している。

しかし、この提案は、伊藤内閣の受入れるところにならず8月25日松方 蔵相は辞任したが、後任の渡辺国武蔵相もこの「財政意見書」を継承した。 (2) 明治29年1月、営業税法案が第9期帝国議会に提出された。その提出 理由書では、歳入増加が必要な現在、「課税ノ範囲広ク且世運ノ進歩ニ伴 ヒ漸次収入ノ増加ス」べきものを選ぶべきで、営業税はその目的にかなら 税であるとともに、各地方の営業税に弊害を与えているので、各地方の営 業税の負担を平等ならしめるため提出するとしている。まさに前述の財政 意見書と同一趣旨で、「明治財政史」第6巻は、財政意見書に掲げる理由 と同じ理由を述べたに留まる。

この法案について,都市出身の議員もあまり反対せず,ごく一部の文言 修正のみで成立した。若干の建議書が「公文雑纂」に納められているが、 それによれば商工業者はやはり不安を明らかにするものの,営業税法成立 前に提出された建議二件は、まだ標題には「廃止」をうたっていない。

明治29年に提出された建議のうち、大阪商業会議所提出の「営業税法案 ニ対スル意見開申書」は、国民一般の負担の為に幾分の増加を来さざるを 得ないのは当然であり,営業税法案の如きも戦後財政の調理上止むを得ざ

るに出たるものであることは認めるものの、営業税法は商工社会に一大打撃をあたえ商工業者の活動経営上少からざる益を及ぼす。しかし、敢て全廃を主唱せず、能く商工社会の実情とその地歩勢運の関係を察し課税の程度を軽減されんことを切望するという。また、この新税により結果的にも負担が増加することは間違いないし、農業者は独り国家増費に対する負担義務を免れているので、営業税を軽減し、これにより生ずる不足は地租を増率するのが適当であるとしている。農村にいる地主と都市の商工者との対立の一例であるものの、営業税絶対反対というものではない。

明治29年3月に提出された金沢商業会議所の建議も、新税法案に於ては独り商工業の負担を増加し農業者は負担義務を免れており公平均一を得ていない。戦後事業に伴う国費は農業商工業斉く負担し、事業に伴う幸福利益も同じく享有すべきものであるから、国家増資の一部を地租の増率にとり、益々発達進歩せしむべき商工業者が受けんとする痛苦の残部を軽減するのが理義であり、相当の処置を求めたいとしている。いずれも、営業税軽減の意見にとどまっている。

成立した営業税法(法律第33号)は、「其業態ノ細微ナルモノヲ除キ中等以上ノ営業ヲ為スモノニシテ其性質国税トシテ適当ナルモノ」24業種を対象に、各業種を9部門に区別し、それぞれに資本金額・売上金額・請負金額・報償金額・建物賃貸価格・従業者という課税標準を二つないし三つ組み合せたものとなっていた。外形的標準を基準とする課税方式は、一般的に徴税上簡単で便利なものと認識されるが、この方法では、納税者の申告を是認することは少なく、税務職員の査定が多かったようである。そのことは、税務職員に専門知識や技術・能力を求めることにもなる。

また、営業者に届出及帳簿に一切の事実を記載する義務(13条・32条)及その義務違反に対する罰則(33条・34条)が定められ、収税官吏が必要に応じて営業に関する帳簿や物件を検査し又は営業者に尋問できるようになった(33条)。当時、所得税法は、間接税と異なりここまで厳しく対応していなかったのである。多数の営業者は、税務調査を受けた経験がなく、

課税事業の申告額も極めて低調で、「営業税を正実に正納する者は、日本 国中僅々に過ぎざるべし」とする新聞記事もあったほどである。営業税の 課税標準の申告期限である1月31日が経過し、税務当局がその申告に基づ いて独自の調査を開始した時から営業税調査の問題が急速に高まることに なるが、そのことは立法の時から予想されていた。

納税者も,従前の地方税時代(ややもすれば課税の公平についての配慮 にやや欠ける面があった時代)との違いにとまどいを示している。一部の 新聞紙上の報道で、帳簿検査に関連して、税務官吏が家屋捜索を行ったと のうわさが流れ,うわさを主税局長が否定したし,また,帝国議会で質問 されたケースがある。大蔵大臣の答弁書によれば、営業税調査に関し営業 帳簿を押収したことはない。証券印紙規則違反事件を取調べるについて間 接国税犯則者処分法に依り営業者の帳簿を差し押えたもので適法な処置で あり、また.営業者の不在中に税務官吏が出張して来.留守番の者に不当 なる届書を求め強いて調印せしめたこともないと答えている。この事例は. 明治30年3月の福井県下の事例であるが、それだけ営業税の調査になれて いなかった証である。

この頃、北海道では営業税の一般の調査について、それほど問題は生じ ていたいが、水産業者に営業税を賦課することに反対する運動が起きてい るが、当時の新聞をみる限り、それほど激化していない。むしろ、炭砿鉄 道会社の石炭運賃や北海道鉄道敷設法制定問題や漁網増加による漁場紛争. 函館に市制を施行する問題といった方が、北海道では関心が高かったので ある。

そうしたなかで、営業税法のほか、登録税法(法律第27号)・酒造税法 (法律第28号)・葉煙草専売法(法律第35号)・自家用酒税法(法律第29号) ・混成酒税法(法律第30号)が、明治29年3月28日に公布された。しかし、 地租については、財政意見書が予想した通り、すぐに増税されることはな (116) かった。

二 税務署設置構想

(1) 「松尾家文書」の中に「税務管理署設置=関スル閣議稟議ノ件」が含まれているように、大蔵省直属の税務行政組織を作ろうとする試みは、何回か揺り戻されるなかで行われてきた。地租改正が地方官からの建議に大きく影響されて始まり、地方官会議の賛成により地租改正の実施が決定され、実際の改正作業も地租改正事務局の指導のもとに府県が主体となって行われた。北海道における地租創定作業も地租改正事務局と緊密な連係のもとに、開拓使により行われてきた。こうしたことから、他に租税行政組織が未整備であったこともあり、地租改正(地租創定を含めて)以来、府県(北海道においては、開拓使、札幌・函館・根室の三県、北海道庁)が租税事務を扱わざるをえなかった。しかし、国税である以上、大蔵省(主税局)は府県及北海道を指揮命令せざるをえず、そのため、地方官官制において数多の改正と揺り戻しが行われてきたことは、前述したとおりである。

明治19年大蔵省令第13号により,府県税務監査規則が設けられた。主税局から派遣された主税官が,府県において,各種の内国税,印紙税売捌方及取扱方,検査区画,検査員配置計画及検査事務取扱方,内国税徴収費支弁の実況,税務諸帳簿の整否,収税事務取扱の得失にまで及ぶ広範な内容について監査を行った。主税官は,府県の税務に関し意見があれば直ちに府知事・県令と協議できたほか,郡区役所及戸長役場において税務の実況を調査することもできた。府県庁において協議した事項及監査実況は大蔵大臣に具申された。しかし,当時の監査課長は,「収税長は大蔵大臣の任命するところなるも,府県知事の監督の下に在るから充分の動きができない。といい,地方側の抵抗に応じ,いずれ何らかの解決に迫られたことは、まちがいがない。

そうした事情の中にあって、地租の改正が難航し、導入された営業税が、 もともと府県税であることから、それまでどおりの課税方法を継承したの では、負担の公平を維持することができず、営業税法を制定した意義がな (119) いと、大蔵省は考えたのである。 (2) 営業税法の制定が大問題となっている過程の中の明治29年3月18日, 大蔵省は府県収税署を京都府外7県の須要の地に於て更に14ヶ所増設し, 収税属の定員を254人増加したい(増加後は4004人)旨,閣議に勅令案を 提出した(官房秘241号・242号)。「諸税ノ検査事務次第ニ繁劇ヲ加フルニ 依リ」増設したいとし,すでに京都府外6県に13ヶ所の収税署を増設する ことについて議会の協賛を経たもので確定予算額の中で支弁するとしてい (121) る。この旨は勅令第57号及第65号として発せられた。

公布の内容をみると、京都府1・兵庫県4・奈良県2・熊本県3のほか、長野県・岐阜県・福井県・石川県で各1署増加している(合計493署となる)。営業税が多数発生すると考えられる東京・大阪・愛知などが増設の対象となっていないので、営業税のことは未だ重要視されていないと考えられる。また、北海道と沖縄県はまだ含められていない。現在のところ、この時期に、営業税の影響を、北海道庁が検討していた資料は入手できなかった。

(3) それでも営業税法の施行をひかえ,さらに入念に実施すべく,29年7月7日再増員を大蔵大臣は申請する(官房秘第582号)。それによれば、明治30年1月以降営業税法が施行されること及本年10月以降酒税検査及び間税検査監督上周到を期するものがあることにより各府県に担当の吏員を配置して了め之の準備をなさなければならないので、収税属の定員を1601人を増加しようという。予算は、法制局の確認したところによれば、既に成立した予算で足るという。定員の充足率が低いのもかしれない。

この申請は、29年7月28日勅令第276号として認められ、収税属定員は、(123) 4004人から5605人に増員される。ここでも、北海道は包含されていない。

(4) 税務管理局が設置される直前のものとして、「税務管理署設置 = 関ス (124) ル閣議稟請ノ件」と題する文書が、松尾家文書の中に納められている。明治29年10月1日という日付があること、勅令案の中で10月1日(北海道は30年4月1日)より施行されることになっていること、「税務管理局官制」案を閣議に提出する際の9月28日付伺(官房秘第816号)と「税務管

理『局』」と「税務管理『署』」案とで、一字違うにすぎないこと、「税務管理局官制」案についての「法制局意見」(10月7日付)の中で、「第一案 ハ第二案ト合併シ税務管理局官制トシテ公布セラレ可然」とあることを考えあわせると、9月28日に提出した伺の中にあった第二案であった可能性がある。当時、地方の出先機関名に「局」を使った例が少なかったことを 考え、「署」を使う案が検討されたのではあるまいか。

「税務管理署官制」案と「税務管理局官制」を一括して検討した場合,9月頃から新しい税務機構をつくることが検討されはじめたと考えられる。その中で、北海道を3つに分割し、函館・札幌・根室に税務管理局(または税務管理署)を置くこと、また、沖縄県を管轄区域とする那覇税務管理局(または那覇税務管理署)を置くことが、浮上した。北海道と沖縄県の租税執行の態勢が整いはじめるとともに、両地域の経済も一定の段階に到達したことを反映している。北海道では農業生産額が水産高に追いつこうとし、渡島・胆振・後志・石狩4カ国に徴兵制が29年1月より施行され、臣民の三大義務について北海道も各府県も同程度となってきた。そうしたことから、北海道と沖縄を含めた税務行政組織の樹立が企画されたと考えられるが、勅令案の伺いには詳しい理由は付されていない。現在まで調査した中からは、特に議論があった形跡はない。

三 税務署の発足

(127)

(1) 明治29年10月勅令第337号が発せられ、大蔵大臣の管轄に属し内国税に関する事務を掌どる税務管理局が設置され、その税務管理局管轄内の須要の地に税務署が設けられた。これに伴ない、収税長・収税属・収税部・収税署に係る条項が、削除された。北海道庁官制から財務部が削除され、北海道にも全国と同一の国税に関する税務行政組織が樹立された。この改革は、営業税法施行2ヵ月前の明治29年11月1日から施行されたが、北海道は、本州より遅れ、明治30年4月1日から施行された(明治29年勅令第337号の附則)。当初の税務署長の大半が心得で発令されていることから考えると、人的にも準備ができていなかった可能性があるが、北海道庁にも

抵抗があった可能性がある。税務署の大半が、数ヵ月もたたずに、正式署 長が発令されているからである。

それまで、沖縄県と北海道を同時に適用除外する法令が多かった。しか し、沖縄県を管轄する那覇税務管理局及び沖縄県内の5税務署が明治29年 11月より発足したのに対し、札幌・函館・根室の3税務署管理局及び北海 道内の16税務署(札幌税務管理局8署、函館税務管理局4署、根室税務管 理局4署)が翌年4月より発足する理由は直接的には不明である。経済や 社会の発展状態や地方官庁の態度の差. 気象条件や地理的条件と水産物営 業人組合の存在等、いろいろの可能性が考えられるが、「法規分類大全」 「公文類纂」は,その理由について何ら言及していない。

税務署は、全国に520署が設けられた。北海道は16署、沖縄県は5署、 その他の府県は499署である。収税署設置時に比し、20署が増加(うち、 富山県4、兵庫県4、熊本県3)しているが、明治29年勅令57号により14 収税署が増設されているので、今回6署が沖縄県と北海道を除き増加した

		函館	札幌	根室	合 計					
		人	人	人	人					
	司税官	1	1	1	3					
	税務属	3	7	1	11					
局	雇員	6	2	2	10					
	計	10	10	4	24					
	〔署 数〕	[4]	[8]	[4]	(16)					
署	税務属	3	11	3	17					
有	雇 員	3	7	1	11					
	計	6	18	4	28					
	合 計	16	28	8	52					

表 5 税務署発足時の北海道の職員表

出典:「国税北海道70年のあゆみ」85~86頁。

ただし、この数は現員であるらしく、司税官・司税官補・税務属の定員は 次の通りであるという。

司税官	3人	(充足率	100%)
司税官補	3人	("	0%)
税務属	100人	("	28%)
ā†	106人	("	31%)

ことになる (表 1)。なぜ、富山・兵庫・熊本で集中的に増加したのか、 その理由は不明である。

これらの税務署は、税務管理局管轄内の須要の地に置くこととされ(税務管理局官制3条)、勅令第346号の別表で税務署及管轄区域が定められた。 そのため、増設・統廃合は勿論のこと、市町村名の変更があっても、今後、すべて勅令が必要となった。

北海道には、函館税務管理局管内に函館・松前・檜山・寿都の4税務署、 札幌税務管理局管内には札幌・小樽・岩内・空知・増毛・宗谷・宗蘭・浦 河の8税務署、根室税務管理局管内には根室・網走・釧路・紗那の4税務 署がおかれた。このうち内陸にある空知を除き、その他は水産物営業人組 合の所在地である。

「国税北海道七十年のあゆみ」は、明治30年4月1日現在の職員表(表5)を掲載しているが、それによれば、署員は雇員も含め合計28人しかおらず、税務属は17人しかいない。歴代署長名簿をみると、すべて心得となっている(表5)。税務署長心得ですら、函館税務管理局では税務属でない日給の署長心得がいることになるし、根室税務管理局でも税務属でない月給の署長がいることになる。東京(表6)に比し税務署の規模が小さいことは納得できるが、一署平均1.75人の現員は少すぎる。

角田村を含む空知税務署では、税務署発足時に属が8人,雇が3人,小 (129) (

また、資料によると函館税務管理局内の寿都税務署でも、明治37年4月まで、署長1、直税1、間税2、庶務1の5人が税務属であり、雇員2名(直税1、庶務1)を含め、7人の職員で運営されていた。寿都税務署は、発足時こそ税務署長は心得であったが、まもなく正式の署長が発令されて

東京稅務管理局管內稅務署定員表 (明治35年3月現在) 表6

1111	п	14	15	15	15	∞	œ	∞.	œ	6	7	7	∞	∞		515
圃		3	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		145
厩	主務係	1	1	-	-	1	1	1	1	-	-	-	1	1		
務	那紙	9	9	2	2	က	3	3	က	4	2	2	3	က		370
税	直稅係間稅係庶務係	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	7		
		華	磔	槴	讏	洭	洭	#	森	H	#	H	*	龜		11112
		木更	끆	橿	恒	繼	町	₩	#	笳	臣	K	雷	伊勢崎	1	√ □
1111	ш	6	11	7	13	12	11	6	13	14	13	16	14	14	Π	10
IH.	#	2	2	2	က	က	က	2	4	4	က	4	4	က	2	2
	焦務係	1	-	-	-	-	1	-	-	_	_	-	-	-	-	-
務属	引税係	3	2	2	2	4	က	က	4	2	Ω,	7	9	9	4	4
税	直稅係間稅係庶務係	3	3	2	4	4	4	က	4	4	4	4	4	4	4	က
		Ξ	ĮΦΠ	#	谷		幺	IL	業	IL	411	画	+	₩	画	車
		裚	+	₩	無	ЬÚ	班	颒	#	裚	扭	在	翁	₩	茂	大多
1111	ı ı	24	18	22	24	25	6	7	7	2	6	6	6	œ	16	16
Ī	重	6	7	œ	6	6	2	2	2	-	2	2	2	2	5	ა
属	斯務係	2	2	2	2	2	-		-	1	-	-	-	-	1	1
務	間稅係	3	2	4	က	4	4	2	2	-	4	က	3	က	9	9
纸	直稅係間稅係庶務係	10	7	∞	10	10	2	2	2	2	2	2	က	2	4	4
N N		和	谷	甘	八橋	極	Ξ	権	檶	#1	=	俥	王子	#	展	越
\Box	署名	₩	EI	萬田	新大	麗	唱	院	极	#	小松川	丰	λŦ	田	無	\equiv

(出典:「税務署70年のあゆみ」)

(130) いるところから、ニシン漁場をもつ重要な署の一つであったと、解される。 隣接の江差税務署も、当初は8人で発足しているし、明治39年3月改正の 網走税務署(現代の紋別、北見を含む。)も、判任5、雇員3、計8人で ある。寿都・網走・江差は同規模であったといえるが、雇員を除いても前 述の4署で「国税北海道70年のあゆみ」の職員数を上回る。なお、「税務 署70年のあゆみ」によれば、全国の税務職員は6704名(明治29年)であり、 平均13名程度の職員である。

(2) 税務管理局は、全国の23ヵ所に設置された。沖縄県に那覇税務管理局が設置されたほか、北海道にも函館・札幌・根室の3税務管理局が設置さたことは前述した。のち、明治31年勅令第185号をもって、横浜税務管理局(神奈川県・静岡県を管轄とする。)・神戸税務管理局(兵庫県を管轄とする。)が増設され、これにあわせて、北海道においても十勝国が根室税務管理局の管轄に変更された。2局の増設は、条約改正の発効をひかえ、税務関係事務の急増に備えたものといわれる。

税務管理局は「大蔵大臣ノ管轄ニ属シ内国税ニ関スル事務ヲ掌」どり、 税務管理局長は「大蔵大臣ノ指揮監督ヲ承ケ税務ニ関スル法律命令ヲ執行シ其管轄内ノ事務ヲ管理」するとともに、「所部ノ官吏ヲ監督シ税務属ノ 任免ヲ大蔵大臣ニ具状ス」ることができた。ここでは、自ら執行するとと もに監督するという税務管理局長の二重性格が明らかになっている。局長 は司税官(全国で38人)の中から任命されたが、北海道は局長のみが司税 官であった。明治31年の官制改正により、局長は司税官とは別の官職に格 付けされた。最初の局長は府県の収税長が、原則として他県から横スベリ で任命された(5局のみが同じ県の収税長であった)。北海道も同様であ るが、局長が他の局長を兼務(函館税関長との兼務を含む。)することが 次第に多くなり、納税者から苦情を発せられるようになる。それだけ、北 海道内の税務管理局の基盤が弱かったといえよう。

局長の指揮を受けて税務の監督に従事することを職務とする司税官補が明治31年まで存在した。その定員は108人であり、大規模な署(59署)の

(136)

署長にもあてられたが、北海道には適用がなかった。(32年以降は司税官が廃止されたので司税官が署長となる大規模署がいくつか存在したが、このときも北海道は該当がない)。

設立当時の管理局は、直税・間税・徴収・庶務の4課制で、税務署には (137) 徴収・直税・間税の3係が置かれた。したがって、最低4人の職員が必要 なはずであるが、現員数からみて、北海道では、局署の兼任を含め兼任の 者が多かったにちがいない。

(3) 税務管理局及び税務署の設置という画期的な機構改革に伴って,いろいろの調整がとられている。従来,府県収税部及び収税署に勤務していた (138) 者に関し,特別任用令が設けられた。たとえば,収税属が満1年以上勤続し,現職に在った者は,当分の間,税務属(月俸12円以内)に任用することができたし,道府県の雇で税務管理局の雇となる者は,そのまま勤続者とみなされた。これらの措置によって,税務行政に経験豊かな税務職員の確保が図られた。

職員の俸給は、税務管理局官制と同時に公布された税務管理局職員俸給令(明治29年勅令第338号)によって定められていた。局長を含む司税官は、1級2500円ないし10級800円であるが、収税長から局長に任命された者は、収税長の官等相当以下の年俸が給される。税務属の場合、月俸10級12円から1級60円までであり、特例として最低額6円が給される場合があった。当時、米価は石当り7円くらいであったとすると、毎月の俸給で1.7石あたり購入できた計算となる。現代においては国税庁入庁と同時に(139)任官するので、判任官最下位がどの程度の地位なのか単純に比較しえない。(4) ここで、税務管理局の発足に伴う影響として、徴収制度に及ぼす影響に言及せざるをえない。明治29年の税制改正によって、市町村に於て徴収すべき国税は、地租のほか、所得税・売薬営業税・営業税に変更された(勅令33号)。その直後に税務管理局官制が公布されたが、明治22年制定の国税徴収法の施行上不備を感ずるものが少なからざるようになったため、(140)

「明治財政史」は、従来府県の管理に属していた内国税に関する一切の事務が大蔵省の直轄に帰することになり、国税徴収法により府県知事のなすべき事務は総て税務管理局長が執行することになったとするが、新しい国税徴収法(法律第21号)は、それにとどまっていない。国税の徴収は原則として総ての他の公課及債権に先つものとされ、国税債権の優先性が確立された。これにあわせて、国税滞納處分法を廃止して滞納処分手続も新しい国税徴収法に吸収した。そして、直接に人民の権利義務に重大な関係を有するものを想定し、単純な手続に関するものは命令に委ねた。

また、非常の災害に罹り税金を納むることができないときは、被害当時 の未納税金及被害後6ヵ月内の納期に係る税金に限り納期後12ヵ月以内の 徴収猶予を与えることができるとともに、荒地免租年期を付与することに なる場合にも、政府自ら進んで被害調査中徴収しないこととされた。この 改正は、北海道において活用された。さらに、北海道における国税の徴収 法は別に法律(明治23年法律4号)を設けていたが、本法は直ちに北海道 に施行することになった。しかし、市町村制が施行されていないことから、 市町村制実施の地方とは区別する必要があり、同年6月、大蔵省訓令第39 号を以て、「市町村制未施行地ノ国税徴収事務取扱方」が訓令されている。 そのなかで、北海道水産税の水産物営業人組合は市町村に準ずるものとな り (法33条), 北海道水産税は水産物営業人組合に於て徴収して金庫に送 付され (規則46条)、納期内に完納せざる者があれば水産物営業人組合は 税務署収税官吏に報告することになった(規則47条)。この国税徴収法下 では、地和・所得税・営業税・自家用酒税・売薬営業税が市町村に徴収委 託されているが,北海道の大半では戸長役場がその役目を荷っているのと 比べると、水産物営業人組合は、より重い地位にあり、ある面ではもら一 組の税務署があるとも言うことができ,それゆえ北海道の税務署が小規模 であったと説明することができる。

徴税基幹の最重要部門である収入官吏については、それまで、北海道庁 財務部長が主任収入官吏であり、郡区役所にも分任収入官吏が、税務管理 局には主任収入官吏が置かれ、税務署に分任収入官吏が置かれることにた った。ただし,分任収入官吏は,なるべく主任収入官吏の次席以下の税務 属をもってこれに充つるものとされている。これは、税務管理局の収入事 務は税務管理局長に於て、税務署の収入事務は税務署長に於て取扱らとさ れているためである。

次に、金庫は、金庫規則(明治22年勅令126号)で設けられたもので、 東京に中央金庫があり、地方に本金庫・支金庫があった。そして、日本銀 行の支店長・出張所長・代理店長が,金庫出納役の代理人としての事務を 分担した。北海道には、当初、札幌・函館・根室には金庫があったが、29 年に根室が廃止され、32年10月には函館も廃止され、札幌一ヵ所となった。 これだけ,徴収面で整備が図られたのは,徴収事務が税務行政の最終段 階にあって重要な任務を有しており、徴収事務が円滑に行われていること は税務行政が円滑に行われていることの証であるからである。そのため. 数多くの内訓が出され,国税徴収法執行の趣旨の徹底が図られている。そ れらをふまえ、明治31年8月15日、大蔵大臣は、税務官吏に対し徴税事務 処理に関する訓令を与え、税法の提要を完全ならしめんことを期した旨、 「明治財政史」にも録されている。前文がつき16条よりなっている。税法 の施行当を得ると否とは直接に人民の休戚と財源の消長至大の関係がある ことから,税務職員は任務の重大なことを腹膺し「事ヲ執ルニ簡便敏活ヲ 主トシ人民ニ接スルニハ懇篤正廉ヲ旨トシ一方ニ於テハ順良ナル納税者ノ 便ヲ図リ其業務取引ノ障碍トナラサルコトヲ勉メ他方ニ於テハ不正者ノ取 締ヲ怠ラスシテ脱税ノ餘地ナカラシメ判別寛厳其宣キニ適シ人民ヲシテ自 ラ納税義務ヲ尊重シ不用ノ煩勞ヲ免レシメ国家ノ財源ヲ涵養スルコトニ深 ク注意スルコトヲ要ス」と訓示している。現代においても基本はかわらな いと思われる。その後で,新条約の実施をひかえ徴税事務も刷新を要する ものがあるとしていることは、条約改正を想定しているもので時代を表わ しているが,「徴税官タルモノ自今一層事局ニ應スルノ智識ヲ養ヒ法令ノ 規定スル處ニ遵ヒ内外人ニ對シ等シク帝国税法ノ完全ナル實行ヲ期スルコ

トヲ勉ムヘシ」と結ぶところは、現代でも通用するところである。

註

- (93) 中尾敏充「1896 (明治29) 年営業税法の制定と税務管理局官制」(近畿大学 法学,第39巻第1・2号合併号)(以下,「中尾I」という。)3頁。林284頁以下。
- (94) 「水産税史」参照。
- (95) 榎本守恵「北海道の歴史」(以下「榎本」という。) 264~269頁, 220~221頁。
- (96) 「新北海道史年表」236頁, 276頁, 285頁, 296頁, 302頁, 304頁, 310頁。
- (97) 農会と産業組合は、近代農業政策史上における二大政策機関である。このら ち、農会組織の先駆は明治10年前後に発生した農談会・種子交換会である。函館 支庁も、11年1月の内務省勧農局の農事通信規則をうけて、12月5日に農事通信 仮規則を定め、地方農家と農業情報の交換を行っているのも、これを促す一施策 である(「新北海道史年表」220頁)。「新北海道史年表」(240頁)によれば、明治 15年3月に、有珠郡の有志が有珠農談会を組織しているのが、北海道における農 談会の始めのようである。ついで、12年4月創立の東洋農会と13年3月創立の東 京農談会が合同して、14年4月に大日本農会が成立した。勧農協会も大日本農会 の成立に影響を受けている。明治24年第二議会に農会法案が提案されたが成立し なかった。府県における農会系統は京都府を始めとして順次結成されるが、明治 26年には府県会は26しかなかった。こうした政府の農業政策と地主の要求とのギ ャップから、明治27年12月の大日本農会の臨時大会(第1回農事大会)は、地主 的要求の烽火をあげる。その中で、北海道の水産肥料を発達せしめ秣場改良の方 法を講ずることが決議されている。第1回農事大会は、農業団体組織が地主勢力 を基礎とする農会によって指導され、府県の産業方針が大地主を中心とする農会 組織の指導下に決定されるまでに至ったことを示しており,32年6月の農会法 (法律第103号) に結実する。奥谷松治「近代日本農政史論」育生社(昭和13年) 前編第5章。
- (98) 「明治財政史」第2巻1~60頁。なお,戦費の約60%が公債で,約25%が賠償金で充当されている。
- (99) 「明治財政史」第1巻13~24頁。
- (100)「近代租税物語」15回(「税のしるべ」昭和54年4月)は,講和条約や遼東半島還付のてんまを臨時議会で報告することとあわせて,この増税計画を国民に訴える必要があると松方正義が述べたことが,首相外相が,政党に組みするものと,反対したためであるとする。この経緯は,「明治財政史」には述べられていない。
- (101) 伊藤博文編「秘書類纂――財政資料」中巻(復刻版)96頁~116頁。中尾 I, 8 頁。渡辺国武蔵相は次官から昇格した。
- (102)「公文類聚」第20編巻19「財政門六止」の3「営業税法ヲ定メ」
- (103)「明治財政史」第6巻45頁。

- (104) (103)に同じ。この経緯については中尾1, 9~16頁に詳しいが, 文言修正 もなかったかに読める。
- (105)「公文雜纂」(国立公文書館蔵)明治29年巻37。明治30年巻34。明治31年巻29。 明治32年巻34。
- (106)「公文雜纂」巻37, 雜乙1。
- (107)「公文雜纂」巻39, 雜乙3。
- (108) 国税犯則者処分の歴史については、「明治財政史」第6編205~223頁。明治 23年当時、直接国税に比し間接国税の犯則事件は極めて多いものの、犯則事件の 性質は直接国税の如く重大ならざるを重であった故、特別の制度を設けることと したのが、国接国税犯則者處分法であるとしている。それだけに、間接国税につ いては犯則処分が行われたことがうかがわれる。
- (109)「東京経済雑誌」明治30年5月1日, 第874号725頁「営業税の苦情多き理由 の記事」
- (110) 大村艤「税務署の発足」税務大学校論叢10号(以下「大村I」という。) 32 ~33頁。
- (111) 大村 I, 31頁。
- (112)「公文雑纂」34「帝国議会ニ止」の八「衆議院議員久保九兵衛外二名ヨリ税 務官違法処分ニ関スル質問ニ対スル大蔵大臣答弁書」(国立公文書館蔵)。
- (113)「新北海道史年表」316頁。
- (114)「新北海道史年表」312~314頁。
- (115)「公文雑纂」明治30年巻34、貴乙10。これに対し、拓殖務大臣は、「北海道区 制町村制」の案を閣議に提出しているので、請願は採用すべきにあらずとしてい る。この北海道区制町村制は、明治30年5月29日に公布されたものの、施行は延 期された。
- (116)「明治大正財政史」第6巻9~10頁。また、「公文雑纂」19 (国立公文書館蔵) によれば、宅地組換法案、市街地宅地修正法案、地租條例中改正法律案、北海道 国有未開地処分法改正法律案、田畑地價修正法律案が提出されたが、未成立とな っている。このうち、いくつかは31年12月から32年3月にかけて成立した(「明 治大正財政史 | 第6巻582~584頁)。
- (117)「大村 I 」11~12頁。
- (118)「男爵目賀田種太郎伝」222頁。
- (119)「大村 I | 11頁。
- (120)「公文雜纂」第20編巻 6 (国立公文書館蔵) 大甲73及74。
- (121)「法令全書」明治29年3-94~97頁。107頁。
- (122)「公文雑纂」明治29年巻6(国立公文書館蔵)。
- (123)「法令全書」明治29年4.450頁。
- (124) 松方家文書, 第55号冊, 21文書(大蔵省財政史室蔵)
- (125) 公文類聚第20編巻 6, (国立公文書館蔵) 大甲167。
- (126) 明治19年3月、東京など15ヵ所に逓信管理局が置かれ(「地方逓信署官制」).

同22年7月,東京など12ヵ所に郵便電信局が置かれたのみである(「郵便及電信局官制」)。

そのほか、明治41年に北海道ほか5ヵ所に鉄道管理局ができ、大正2年に鉱務署が鉱山監督局に改称され、大正13年には大林区署が営林局に改称された。したがって、税務管理局が、地方支分部局を「局」と称する大きなきっかけとなったことは、まちがいがない。

- (127)「法令全書」明治29年4-640~642頁。以下,660頁まで関連する勅令が続く。
- (128) 「法令全書」明治29年4-646頁。
- (129) 租税資料室調(昭和8年開始)。以下,「空知資料 I」という。
- (130)「税務署70年のあゆみ」13頁。
- (131)「全書」明治31年2, 231頁~236頁。
- (132) (131) に同じ。従前は、札幌税務管理局の管轄であった。
- (133) 明治31年10月勅令第272号(「全書」明治31年3,382~383頁)。税務管理局官制第4条に局長が別個に明記されるとともに、税務属の定員が削減された。この改正を対照すると、次のとおりである。

明治29年 勅令337号	司税官31人 (局長23・局付の司税官8) (奏任)	司税官補 108人 (奏任)	税務属(定員) 5200人 (判任)	合 計 5339人
明治31年	局長 25人	司税官100 <i>)</i>	人 税務属4000人	4125人
勅令272号	(奏任)	(奏任)	(判任)	

(注) 局長は、明治31年勅令第185号により増員されている。

- (134)「大村 I | 16頁及18頁。
- (135) 池袋秀太郎局長が3税務管理局長を兼務したのは、明治34年9月から34年11月までの期間であったが、34年11月以降も札幌局長が根室局長を兼務した。これをとりあげ、北海タイムス明治34年9月24日号は、「税務局の統合が東京においても言うようになっている。たまたま札幌局長が根室・函館局長を事務の都合上兼務しているかの故にみれる。来年4月以降においていかに変更するかは、いまだみられず。」としている。さらに、明治34年7月13日の新聞には、札幌税務管理局の新築のうわさが報じられており、地元は、二つの記事を結びつけて考えていたようである。一方、「四月以降」とあることは、税務管理局改組の動きがあったことをうかがわせる。

なお、根室局長には34年8月以降専任者は任命されていないし、函館局長も、 函館税関長との兼任関係の期間が長く続いた。

- (136) 「大村 I | 17頁。「国税北海道のあゆみ」83頁。
- (137)「大村 I | 15頁及17頁。
- (138)「大村 I 」17頁~18頁。「全書」646~649頁及643~644頁。

(139) 仮に, 現在, 浪人せず専門官試験に合格した者がストレートに専科研修を修了して調査官(徴収官)につく標準のケースにおいて,毎月1.9石ぐらい購入できる。(現代の米価は自主流通米で600円程度として試算。)

当時の米価は、「税務署70年のあゆみ」13頁により試算した。

- (140)「明治財政史」第6編, 127~128頁。
- (141)「明治財政史」第6編、131~137頁。「全書」明治30年2-35~40頁。
- (142)「明治財政史」第6編, 147~149頁。
- (143)「国税北海道70年のあゆみ」94~95頁。
- (144)「全書」明治22年2,304~305頁。
- (145)「国税北海道70年のあゆみ」94~96頁。
- (146) 函館局長あての内訓については、「国税北海道70年のあゆみ」96~97頁。
- (147)「明治財政史」第6編152~154頁。